

チュニジアの経済・貿易・投資

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

パリ事務所

海外調査部 中東アフリカ課

【免責条項】

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した
内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は
一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 基礎情報..... | 1 |
| 2. 政治・治安動向..... | 1 |
| (1) 歴史的経緯とチュニジア革命..... | 1 |
| (2) 民主化プロセス | 2 |
| (3) 今後の見通し..... | 3 |
| 3. 経済概況 | 5 |
| (1) GDP の推移..... | 5 |
| (2) 産業構造の特徴..... | 5 |
| (3) インフレ率と失業率..... | 6 |
| (4) 国際収支、外貨準備高..... | 6 |
| (5) 財政収支..... | 6 |
| (6) 国家開発計画 | 8 |
| 4. 貿易 | 9 |
| (1) 貿易動向..... | 9 |
| (2) 主要貿易品目及び主要貿易相手国 | 10 |
| (3) 主要貿易協定 | 11 |
| (4) 外国為替・貿易政策 | 12 |
| ① 外国為替・貿易に関する一般規定 | 12 |
| ② 経常取引と資本取引 | 13 |
| ③ チュニジア企業の対外投資 | 13 |
| (5) 輸出促進制度 | 14 |
| (6) 輸入規制 | 14 |
| 5. 投資環境..... | 15 |
| (1) 対内直接投資動向 | 15 |
| ① 概況及び2014年実績..... | 15 |
| ② 主な分野と最近の投資案件 | 17 |
| (2) 外国投資促進政策・制度 | 26 |
| ① 投資制度の原則..... | 26 |
| ② 投資促進環境 | 27 |
| ③ 経済活動地区（フリーゾーン） | 30 |
| ④ テクノパーク | 31 |
| ⑤ 工業地帯..... | 31 |
| ⑥ 投資促進機関リスト | 31 |
| (3) 事業所設立形態と必要手続き..... | 33 |
| (4) 税制 | 34 |
| (5) 従業員雇用（労働法制度）と人件費..... | 35 |
| (6) インフラ設備状況..... | 36 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| (7) 世界銀行の Doing Business ランキング等 | 37 |
| (8) 投資の際の注意事項 | 37 |
| 6. チュニジア-EU 関係 | 38 |
| (1) 貿易 | 38 |
| (2) 経済協力 | 39 |
| 7. チュニジア-日本関係 | 40 |
| (1) 貿易 | 40 |
| (2) 直接投資 | 40 |
| (3) 政府開発援助 (ODA) | 40 |
| (4) 最近の外交動向 | 41 |
| 8. 外国直接投資プロジェクトリスト | 42 |

1. 基礎情報¹

正式名称： チュニジア共和国 (Republic of Tunisia)
面積： 16万3,610平方キロメートル (日本の約5分の2)
人口： 1,100万人 (2014年)
首都： チュニス
民族： アラブ人 (98%)、その他 (2%)
言語： アラビア語 (公用語)、フランス語
宗教： イスラム教スンニ派 (イスラム教シーア派、ユダヤ教、キリスト教も僅かだが信仰されている)
通貨： チュニジア・ディナール (TD)



チュニジア

2. 政治・治安動向

(1) 歴史的経緯とチュニジア革命

<独立からチュニジア革命まで>

チュニジアは 1956 年にフランスから独立、1957 年の共和制移行に伴いブルギバ大統領が就任した。1987 年 11 月には当時のベン・アリ首相 (憲法民主連合 (RCD)) が大統領に就任。大統領の再選制限 (4 期以上は不可) の撤廃、立候補年齢制限の 75 歳への引き上げにより 5 選を果たし、23 年間大統領の座を維持した。

ブルギバ大統領およびベン・アリ大統領の下、義務教育の普及 (15 歳以上の識字率は 79.1%) と高等・専門教育の充実、政教分離の推進、女性参政権の承認 (1959 年) など、様々な近代化・西欧化政策が強力に推進された。一方、社会主義運動およびイスラム過激主義運動が弾圧されると同時にメディア規制が敷かれ、政治的安定が維持された。こうした近代化に向けた様々な改革や厳重なテロ対策などは海外、特に西欧諸国に評価され、チュニジアは 1995 年に NATO に加盟、そして同年にはマグレブ諸国でいち早く欧州連合 (EU) との連合協定締結を果たしている。

<チュニジア革命>

2010 年 12 月中旬、高い失業率や物価高騰に抗議するために地方で始まった街頭デモは、インターネットによって厳しい言論統制をくぐり抜け、主に若年層を動員する全国的な反政府デモに発展した。住民と治安部隊の間でも衝突が頻発し、ベン・アリ大統領は 2011 年 1 月 14 日国外に亡命、23 年間続いた独裁政権は崩壊した。

「ジャスミン革命」とも呼ばれるチュニジアの政変の背景には、近年の経済発展に関わらず、30 歳以下の若年層では 30% にまで達した失業率への不満と、政治活動や言論に対する厳しい抑圧を行うことで政治的安定を保つと同時に大統領一族の利権独占を築く腐敗体制に対する怒りがある。これらの不満が、学歴があっても職に就けず窮乏にあえぐ若年層の絶望の象徴となったシディ・ブジッド市 (Sidi Bouzid - チュニジア内陸中部に位置) で起こった 26 歳の若者の焼身自殺を発端として一挙に噴出。首都チュニスをはじめ東部のスー

¹ 世界銀行データベース、外務省国・地域基礎データ

スなど全国 20 都市以上で市民運動に拡大した。

ベン・アリ政権崩壊には 2011 年 1 月 13 日の首都チュニスでの軍の撤退が大きなきざとなったといわれる²。軍は、ブルギバ前大統領の時代からクーデターを恐れられ、一切政治的権限が与えられておらず、常に中立的立場を堅持し、反政府運動の開始当初から鎮圧への積極的な関与を避けたと言われる。また、進んだ ICT 環境整備も社会運動の拡大に大きな役割を果たした。今回の革命は若者がこの近代化された通信インフラ、インターネットやまた完全デジタル化された携帯電話ネットワークを使いソーシャルネットワーク(SNS)を通じて、メッセージを同時伝達し、市民運動の拡大に影響を及ぼしたと分析されている。

(2) 民主化プロセス

2011 年 10 月 23 日、日本を含む国際選挙監視団が見守る中、ベン・アリ旧体制崩壊後初めての制憲国民議会選挙が実施された。その結果、穏健イスラム主義政党アンナハダが 89 議席を獲得、第 1 党となり、中道政党の「共和国会議」(CPR) (29 議席)と中道左派の「エッタカトル」(20 議席)との間で連立政権を結成した。これにより、11 月 22 日に開催された制憲国民議会において左派エッタカトル党からベン・ジャファール制憲国民議会議長が、12 月 12 日には CPR からマルズキ大統領が選出され、同月 23 日アンナハダ幹事長であったジュバリ氏を首相とする新内閣が発足した。

政治的改革のプロセスが進行する一方、2012 年に入っても社会不安は続き、地方を中心に賃上げを要求する労働者のストやデモが頻発。2013 年には野党幹部に対する暗殺事件が 2 件発生し、政権の辞任や新たな選挙を呼びかける解散支持派と反対派の対立や議会内におけるアンナハダ党と反政府連合との対立が深まり政治的混乱が増幅した。その中、最大労組のチュニア労働同盟(UGTT)、経営者団体のチュニア工業・商業・手工業連盟(UTICA)、全国弁護士会及びチュニア人権戦線の 4 者(カルテット)が仲介役となり、政治的解決に向けた「ロードマップ」を提示。2013 年 10 月 25 日より 4 者と主要与野党 21 党が国民対話会議を開始し、12 月 14 日にメディ・ジョマー産業相(当時)が次期首相候補に選出された。この「国民対話カルテット」は後、2015 年のノーベル平和賞を受賞することになる。

2014 年 1 月 26 日、新憲法が制憲議会より可決(賛成 200、反対 12、棄権 4)、承認された。翌 27 日には国家・政府・制憲議会の代表 3 者によって署名、公布され、2 月 10 日に施行された。また、ジョマー新首相が提出した閣僚名簿も制憲国民議会により承認、高級技術官僚・専門家による内閣が誕生した。2014 年 10 月 26 日は、新憲法下初の議会選挙が実施され、世俗派政党のニダー・トゥーネスが 85 議席(217 議席中)を獲得し第 1 党となり、アンナハダが 69 議席で第 2 党となった。さらに 11 月 23 日には、革命後初の直接大統領選挙が実施され、ニダー・トゥーネス党首のベジ・カイッド・エセブシ氏が大統領に就任した。

2015 年 2 月、ニダー・トゥーネス、アンナハダ、自由愛国連盟(UPL) (第 3 党、16 議席)、アフエック・トゥーネス(第 5 党、8 議席)等の世俗派とイスラム派の連立政権とハビブ・エシッド内閣が発足した。

² 仏紙 Le Figaro (www.lefigaro.fr)、2011 年 1 月 14 日付記事

(3) 今後の見通し

「アラブの春」諸国の中で唯一民主的プロセスを経た政権移行に成功し、モデルケースになることが期待されるチュニジアだが、地域間の経済格差、高失業率、物価上昇など革命の要因となった問題は依然として解決されておらず、労働紛争や暴力的な抗議活動も頻発している。2015年3月には、チュニス郊外にあるバルドー国立博物館において、外国人21名（日本人観光客3名）を含む22名がイスラム過激派により殺害され、6月にはチュニジア西部のスースでも37名の犠牲者を出す襲撃事件が発生。また、2015年11月25日にはチュニスのモハメド6世大通りで大統領府警備隊を乗せたバスが自爆テロに遭い、13名が死亡した。2014年7月以降展開しているテロリストグループの大規模な討伐作戦の中での事件となっており、革命以降2014年まで続いた非常事態宣言が再び発動されている。こうした一連のデモや衝突、イスラム過激派によるテロ活動の活発化、更に隣国のリビアの内戦など、チュニジアの社会・治安情勢は不安的な状況にある。

チュニジア共和国大統領(2014年12月31日～): Béji Caïd Essebsi

制憲国民議会議長(2014年12月4日～) : Mohamed Ennaceur

内閣閣僚名簿

(2016年1月6日発表)

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 首相 | Habib Essid |
| 法務相 | Omar Mansour |
| 国防相 | Farhat Horchani |
| 内務相 | Hédi Majdoub |
| 外務相 | Khmaïyes Jhinaoui |
| 地域問題相 | Youssef Chahed |
| 宗教問題相 | Mohamed Khilil |
| 財務相 | Slim Chaker |
| 開発・投資・国際協力相 | Yassine Ibrahim |
| 国家・土地問題相 | Hatem El Euch |
| 文部相 | Neji Jelloul |
| 高等教育・科学研究相 | Chiheb Bouden |
| 職業訓練・雇用相 | Zied Laadhari |
| 社会問題相 | Mahmoud Ben Romdhane |
| 厚生相 | Said Aïdi |
| 女性・家庭問題相 | Samira Merai |
| 文化相 | Sonia M'barek |
| 青少年・スポーツ相 | Maher Ben Dhiaa |
| 産業相 | Zakaria Hamad |
| エネルギー・鉱山相 | Mongi Marzouk |
| 農業・水資源・漁業相 | Saâd Seddik |
| 環境・持続可能な開発相 | Nejib Derouiche |
| 商業相 | Mohsen Hassan |
| 観光・手工業相 | Salma Rekik |
| 公共設備・住宅・国土計画相 | Mohamed Salah Arfaoui |
| 交通相 | Anis Ghedira |
| 通信技術・デジタル産業相 | Noomane Fehri |
| 公務員・統治・汚職対策相 | Kamel Ayadi |
| 国会関係担当相、政府広報官 | Khaled Chouket |
| 憲法議会関係・市民社会・人権担当相 | Kamel Jendoubi |
| 首相付政府事務局長 | Ahmed Zarrouk |
| チュニジア中央銀行総裁 | Chedly Ayari |

(出所:チュニジア政府ホームページ <http://www.tunisie.gov.tn>)

3. 経済概況

(1) GDP の推移

1987年からのベン・アリ前大統領統治下、政治的な安定を背景に推し進めた様々な市場開放政策と1996年来の適切なマクロ経済運営により、チュニジア経済は順調に成長を続け、過去20年以上にわたりGDP成長率平均5%を維持してきた。一方、チュニジアは恒常的に、若年層、特に高等教育修了者の高い失業率に悩まされており、また、観光リゾート、工場進出などにより開発が続く沿岸都市部と、農業を主産業とする内陸部との地域格差が拡大した。

年平均成長率6.1%を目指した第11次開発計画(2007～2011年)を途上で総括・修正した第12次開発計画(2010～2014年)では5.5%が目標に据えられたものの、2010年末から起こった「ジャスミン革命」により2011年には-1.9%と激減した。市民による待遇改善や雇用を求める労働争議やストライキ、政変の影響と地域間紛争(特にリビア)による外国人観光客の減少などの影響により経済は低迷したが、翌2012年以降は、12年3.7%、13年2.3%、2014年2.3%と、緩やかではあるが回復の兆しをみせた。

2015年2月の政治移行終了による信頼の回復、原油価格の下落、ユーロ圏経済の持ち直しに後押しされた経済回復だったが、外国人観光客を狙った相次ぐ襲撃事件、ストライキなどの社会的緊張の継続は、主要産業である観光業や外国からの投資に大きく影響を与えるとみられており、IMFによる2015年の予測成長率は1%にまで落ち込んでいる。

(2) 産業構造の特徴³

従来、農業および原油・リン酸資源に依存していたチュニジア経済は近年では多角化が進み、製造業や観光、運輸、ICTといったサービス業部門に重点が移ってきている。

2014年、主要産業がGDPに占める割合は以下のとおり⁴。

- サービス業(61.4%) : 観光業、情報通信産業等
- 製造業・鉱工業(30.0%) : 繊維、機械部品、電機部品、リン鉱石、食品加工等
- 農業(8.6%) : 小麦、大麦、柑橘類、オリーブ、なつめやし等

近年急成長しているICT・運輸・観光などのサービス部門は、2014年、観光業が前年2.3%増に対し3.5%増、運輸は2.1%増に対し3.0%増と成長しているが、ICT部門は、市場(特に携帯電話)の飽和状態により前年10.5%に対し7.8%と減速している。サービス部門全体としては、3.1%増(2013年3.9%)と減速傾向にある。

主要貿易相手国である欧州諸国の需要の影響を受けやすい製造業は、オリーブオイルの生産縮小により農食品産業で2.7%減と縮小したが、建設材・セラミック産業(7.0%増)、化学産業(4.3%増)と順調に成長を続け、2014年の成長率は1.5%増となっている。一方、非製造業は、資源枯渇と採掘活動における技術的問題、欧州における需要低下により国内のエネルギー生産量が低下、1%減と引き続き縮小している。

農業水産業部門は、天候に恵まれ、農産物(特に穀物)の収穫量が前年比77%増と大幅に向上、2013年4%減に対し2.8%増と回復している。

³ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014

⁴ 世界銀行データベース

表1 産業別 GDP 構成比

| 産業 | 構成比 |
|------------|-------|
| 農業／水産業 | 8.3% |
| 製造業 | 15.6% |
| 鉱物・エネルギー産業 | 7.5% |
| 建設、土木 | 4.3% |
| ホテル・飲食業 | 4.3% |
| 販売業 | 7.9% |
| 運輸業 | 7.5% |
| 情報通信 | 5.2% |
| その他サービス | 16.5% |

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2014

(3) インフレ率と失業率⁵

インフレ率は、石油製品などの生活必需品に対する政府補助金制度によって 2.9% (2001～2007 年平均) と低い水準を保っていたが、2008 年には世界的な原油および原材料価格の高騰により 4.9% まで上昇。その後流通経路の不均衡、賃金上昇、ディナールの対ドル下落などによる食糧品価格の高騰により上昇傾向が続いたが、2014 年は食糧品価格の高騰が落ち着き、前年の 6.1% に対し 5.5% と歯止めがかかっている。

2011 年末に 18.9% にまで達した失業率は、2012 年以降減少傾向にあり、2014 年は 15.0% にまで低下している。しかし、若年層の高等教育修了者における失業率は 30.4%、女性においては 21.2% (高等教育修了者において 38.7%) と依然として高い。このため政府は、チュニジア経済を高付加価値産業および技術やイノベーションを中心とした知識経済に転換させる目標を掲げ、これらの分野における市場開放をさらに進め、雇用創出を促進する政策を推し進めている。

(4) 国際収支、外貨準備高⁶

2010 年以降、チュニジアの経済成長は主に内需拡大によるところが大きく、国内最終消費支出は、2014 年 4.3% 増 (2013 年は 4.6%) と引き続き成長している。一方、欧州諸国市場での需要低下、石油・天然ガス・リン採掘活動の縮小とオリーブオイル収穫の低下による輸出減速により、経常赤字は 2012 年に対 GDP 比 8.1%、2013 年に 8.3%、2014 年には 8.8% となり、徐々に拡大している。

2014 年の外貨準備高は、外国直接投資の収縮に関わらず中長期債という形での外国資本流入増加により強化されており、2013 年 116 億 TD、輸入の 106 日分に対し、131 億 TD、112 日分となっている。

(5) 財政収支⁷

2000 年以降 2.4～3.0% 台に落ち着いていた財政赤字 (民営化収入と補助金は除外) の対 GDP 比は、革命後の経済復興と社会的緊張の緩和を目的とした投資事業及び補助金支出の拡大により徐々に拡大。2013 年には 6.8% を記録した。しかし、2014 年は経常支出、特にエネルギー製品の価格高騰修正による補助金の合理化により、4.9% に抑えられている。

1987 年の民営化プログラム開始以来、2009 年までに民営化およびコンセッション化された国営企業は 219 社に上り、売却収入は総額 59 億 7,600 万 TD (33 億ユーロ相当) で、うち 86.6% にあたる 51 億 8,100 万 TD が外国企業

⁵ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014

⁶ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014

⁷ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014

への売却による収入である。投資額でみると、分野別では通信部門が最も多く、建設部門、観光部門がこれに続く⁸。民営化第1期(1987～1994年)では、観光、交通、食品、建設資材等の業績不振の中小企業が民営化の対象となったが、1995年以降民営化は加速。1998年に初めて業績が好調な大規模国営企業(セメント工場)の民営化が行われた。なお、これまでに行われた最大規模の民営化プロジェクトは2006年3月に行われたチュニジア・テレコム(Tunisie Télécom)の35%株売却で、30億TDに上っている。

2012年8月、ハマディ・ジェバリ首相(当時)は政府が接收し、保有している通信オペレータのチュニジアナ(Tunisian)やチュニジア銀行など114社における公的出資株を国際競争入札により売却することを発表。民営化収入、補助金及び接收による収入は2012年17.4億TD、2013年には17.7億TDとなった。

2013年7月には、ベン・アリー族が保有し、革命後には政府が保有していたスタフィム(Stafim)プジョーの約65%に上る株売却のため、入札条件を発表。5社が候補に挙がり、最終的にBEHグループ(アブデルハミッド・ケシン・グループ傘下)が1億6,600万TDで65.98%の株を買収した⁹。

表2 主要経済指標¹⁰(2014年数値)

| 項目 | 数値 | 備考 |
|---------------|---------|-------------------------------|
| GDP 成長率 | 2.3% | 2011年:-1.9%、12年:3.7%、13年:2.3% |
| 一人当たり国民所得 | 7,656TD | 約3,400ユーロ |
| インフレ率 | 4.9% | 2011年:3.5%、12年:5.1%、13年:5.8%、 |
| 失業率 | 15.0% | 2013年:15.3%、大卒者では30.4% |
| 労働人口比率 | 47.6% | 男性69.6%、女性26.4% |
| 輸出額 | 284億TD | 126億ユーロ、前年2.5%増 |
| 輸入額 | 420億TD | 186.7億ユーロ、前年比6.4%増 |
| 貿易カバー率(輸入/輸出) | 67.6% | 2013年は70.1% |
| 貿易赤字 | 136億TD | 対GDP比約16.5% |
| 経常赤字(対GDP比) | 8.8% | 前年は8.3% |
| 外貨準備高 | 131億TD | 58.2億ユーロ、輸入の112日分 |
| 財政赤字 | 4.9% | 2011年:3.5%、12年:5.5%、13年6.8% |
| 公的債務 | 406億TD | 180億ユーロ、対GDP比49.2% |
| 対外債務 | 248億TD | 110億ユーロ、対GDP比30.0% |

表3 為替レート

| | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|--------|-------|-------|-------|
| TD/ユーロ | 2.01 | 2.16 | 2.25 |
| TD/米ドル | 1.56 | 1.63 | 1.70 |

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2014

⁸ チュニジア民営化に関する政府ホームページ (www.privatisation.gov.tn)

⁹ Kapitalis.com 2013年9月16日付記事

¹⁰ IMF (GDP成長率、インフレ率)、チュニジア職業訓練・雇用省(労働人口比率); それ以外の項目は、全てチュニジア中央銀行が出所先

表 4 マグレブ 3 カ国の経済指標比較(2014 年)

| | チュニジア | モロッコ | アルジェリア |
|-------------------|---------|--------|---------|
| 実質GDP成長率(%) | 2.3 | 2.9* | 4.1* |
| GDP(10億US\$) | 48.553 | 109.2* | 214.08* |
| 一人当たりGDP(US\$)PPP | 11,300* | 7,606* | 14,259* |
| 消費者物価上昇率 (%) | 4.9 | 0.4* | 2.9* |
| 経常収支(10億US\$) | △4.332 | △6.38* | △9.3* |
| 経常収支対GDP比(%) | △8.9 | △5.8* | △4.3* |
| 対外債務対GDP比(%) | 27.8 | 30.3 | 1.9 |

注: *は IMF による推定値

出所:IMF データベース、チュニジア中央銀行、OECD African Economic Outlook 2015

(6) 国家開発計画¹¹

チュニジアは 1962 年以來、経済発展と社会開発のための指標を盛り込んだ国家開発計画を 3~5 年ごとに設定している。2010 年 7 月には第 12 次開発計画(2010~2014 年)が国会で採択されたが、革命の影響により改訂。2011 年 9 月に「社会経済開発戦略(2012~2016 年)」ジャスミンプランが発表された。しかし、続く内閣ではジャスミンプランを放棄、以降新たな開発計画が求められてきた。

2015 年 9 月、新たな社会経済開発戦略(2016~2020 年)の概要が発表された。同計画では、GDP 年平均成長率 5%を目標に設定し、国民 1 人当たりの所得を 2014 年の 7,656TD(約 3,400 ユーロ)から 2020 年には 12,400TD(約 5,500 ユーロ)に引き上げることを目指している。これらの目標達成に向け、当計画ではビジネス環境、行政の近代化、公共事業システムの見直し、新たな投資憲章の公布、税制と金融セクターにおける改革の継続、官民連携の強化を目的とした政策の採択など、様々な構造改革を通して最初の 2 年で徐々に経済を回復、2018 年からの経済活性化を図る。また、経済の多様化、失業対策、持続可能な開発と地方開発などを進めるとする。

当戦略では、5 年間での投資額を 1,250 億 TD (1,000 億ドル)まで拡大するとしており、2020 年では GDP の 25%を占めるに至ることを目指す。なお、投資の内訳は、公共投資で 450 億 TD、地方民間投資で 620 億 TD、外国直接投資で 160 億 TD となっている。

同計画の主要戦略は以下のとおり。

- イノベーションとパートナーシップに基づいた経済の多様化。特に ICT を中心としたサービス分野を改革の中心に据える。
- 投資誘致策の重点を高付加価値産業とビジネス環境の改善に置き、より良い投資環境を整える。
- 地方格差是正を目指し、中央・地方レベルでのガバナンス改善を通じた地方開発を促進する。
- 天然資源利用の合理化、環境保全のための国際指標の導入など、持続可能な開発を行う。
- 医療・生活条件の改善、社会保障制度の拡充など国民生活水準向上のためのシステムを構築する。

¹¹ チュニジア開発・国際協力省、Synthèse de la Note d'Orientation du Plan Stratégique de Développement 2016-2020

表 5 新社会経済開発戦略(2016～2020 年)目標

| | 2011～15 年実績 | 社会経済開発戦略 (2016～20 年) |
|------------------|-------------|-------------------------|
| 実質 GDP 成長率 (年平均) | 1.5% | 5.0% |
| 1 人当たり国民所得(TD) | 8,283 | 12,400 |
| 貯蓄率 (/国民総所得) | 10.5% | 17.7% |
| 消費支出成長率 | | |
| 公共消費 | 5.4% | 4.3% |
| 民間消費 | 4.1% | 4.4% |
| 投資 | | |
| 総固定資本形成 | 770 億 TD | 1,250 億 TD |
| 年平均成長率 | 0.9% | 17% |
| 対 GDP 投資率 | 18.5% | 25% (2020 年) |
| 失業率 | 15.2% | 11% |
| 輸出成長率 | △0.7% | 6.0% |
| 輸入成長率 | △0.1% | 5.2% |
| 経常赤字対 GDP 比 | 8.5% | 6.8% |
| インフレ率 | 5.4% | 3.6% |

出所：チュニジア開発・国際協力省¹²

4. 貿易

(1) 貿易動向¹³

チュニジアの貿易構造は、恒常的な輸入超過となっている。輸出が増加しているにもかかわらず、貿易が黒字に転換しない理由として以下が挙げられる。

- 過去 10 年間に加工製品の輸出が大きく伸びたものの、原油輸出の落ち込み(生産量が減り、国内消費が増えたため)により伸びが相殺された。
- 主要輸出部門である衣料、皮革製品、機械・電気機器では、原材料、中間財を輸入して完成品を輸出する構造になっているため、同部門の輸出をのぼすために、輸入を拡大しなければならない。
- エネルギー、農産品、電気・機械の輸入超過構造が変わらない。

2014 年のチュニジアの対外貿易は、輸出が前年比 2.5%増の 284 億 TD、輸入が 6.4%増の 420 億 TD と、輸出入ともに増加が続いている。貿易赤字は前年比 15.5%と大幅に拡大、136 億 TD を記録した。

貿易赤字の拡大はすべての部門での悪化が原因であるが、特にエネルギー部門における輸入超過は 36 億 TD に上り、貿易赤字拡大の 58%に寄与するに至っている。

¹² チュニジア開発・国際協力省、Synthèse de la Note d'Orientation du Plan Stratégique de Développement 2016-2020

¹³ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014、Balance des Paiements de la Tunisie 2012

チュニジア中央銀行、Annual Report 2014、Balance des Paiements de la Tunisie 2012

表 6 チュニジアの貿易推移(2004～2014年) (単位:100万TD)

| 年 | 輸出(FOB) | 輸入(CIF) | 貿易赤字 | カバー率(%) |
|------|---------|---------|--------|---------|
| 2004 | 12,404 | 16,185 | 3,781 | 76.6 |
| 2005 | 13,794 | 17,292 | 3,498 | 79.8 |
| 2006 | 15,558 | 20,003 | 4,445 | 77.8 |
| 2007 | 19,410 | 24,437 | 5,027 | 79.4 |
| 2008 | 23,637 | 30,241 | 6,604 | 78.2 |
| 2009 | 19,469 | 25,878 | 6,409 | 75.2 |
| 2010 | 23,519 | 31,817 | 8,298 | 73.9 |
| 2011 | 25,092 | 33,695 | 8,604 | 74.5 |
| 2012 | 26,548 | 38,178 | 11,630 | 69.5 |
| 2013 | 27,701 | 39,504 | 11,808 | 70.1 |
| 2014 | 28,407 | 42,043 | 13,636 | 67.6 |

出所:チュニジア中央銀行、Balance des Paiements de la Tunisie 2014

(2) 主要貿易品目及び主要貿易相手国

<輸出>

チュニジアの主要輸出産業は製造業が中心で、その中でも機械・電子機器が全体の40.7%(116億TD)、繊維・皮革が22.7%(65億TD)を占めている。その他の製造工業品は、リビア市場への輸出縮小(19.8%減)が影響し、前年の成長率12.3%増に対し8.5%増と減速している。

エネルギー製品部門は、国内生産量の低下に伴う原油輸出の縮小(14.3%減)により、前年比11.1%減となった。リン肥料、リン酸派生品部門は、採掘や輸送現場における社会運動の混乱により、前年比2.4%減。順調に成長を続けていた2010年から比較すると50%以上の縮小となっている。

国・地域別で見ると、EUが219億TDと全体の77.2%を占めている。その中でも旧宗主国であるフランスが占める割合は高く全体の28.4%に上る。以下、イタリア(19.1%)、ドイツ(10.2%)の順となる。欧州以外では、アルジェリアが前年比32.9%増と好調であった。

<輸入>

2014年における輸入は、食品・農産品部門を除くすべての部門で増加がみられた。特に天然ガスの輸入増加(35.8%増)によりエネルギー製品部門で8.9%成長(前年5.8%増)、全体の41.1%を占める機械・電子機器は7.7%増となった。

原材料・半製品も2013年の1.8%増に対し6.6%増加。うち鉄・鉄鋼は10.2%、綿・生地は11.9%増だった。設備財は前年2%減に対し10%の増加と大幅に回復している。輸入全体の約4分の1を占める消費財は、前年5.9%増に対し5%とほぼ横ばいである。

国・地域では、全体の64.7%を占めるEUが前年比5.5%増の283.3億TDであった。最大相手国のフランスは5.5%減の68.6億TD、イタリアが7%増の61.5億TDと続いている。欧州に続く第2の輸入相手地域であるアフリカでは、アルジェリアが38.3%増の26.6億TDの大きく成長する一方、内紛による混乱に苦しむリビアは前年66.6億TDから9.5億TDと激減している。

表7 チュニジアの主要貿易相手国(2014年)

| 輸 出 | | 輸 入 | |
|---------|-------|---------|-------|
| EU 諸国 | 77.2% | EU 諸国 | 67.4% |
| うち フランス | 28.4% | うち フランス | 16.3% |
| イタリア | 19.1% | イタリア | 14.6% |
| ドイツ | 10.2% | ドイツ | 7.0% |
| UMA* 諸国 | 8.9% | アジア諸国 | 15.7% |
| アジア諸国 | 4.5% | UMA 諸国 | 7.0% |

注:1989年創設のアラブ・マグレブ連合。加盟5カ国は、アルジェリア、リビア、モーリタニア、モロッコ、チュニジア
出所:チュニジア国立統計機構

表8 主要貿易品目

| 輸出品目 | % | 輸入品目 | % |
|-----------------|------|----------------|------|
| 機械・電気製品 | 40.7 | 機械・電気製品 | 41.1 |
| 繊維・皮革製品 | 22.7 | エネルギー(石油・ガスなど) | 17.5 |
| エネルギー(原油・石油派生品) | 13.2 | その他の製造工業品 | 17.5 |
| その他の製造工業品 | 9.6 | 繊維・皮革製品 | 11.5 |
| 食料品・農産品 | 8.1 | 食料品・農産品 | 10.2 |
| 肥料・リン酸派生品 | 5.7 | 肥料・リン酸派生品 | 2.2 |

出所:チュニジア中央銀行、Annual Report 2014

(3) 主要貿易協定

<対EU> (詳しくは「チュニジア-EU関係」の章参照)

連合協定:1995年締結、1998年発効。

地中海自由貿易圏:2005年に合意された欧州・地中海パートナーシップ(バルセロナ・プロセス)枠内で掲げられた主要目標。このEU-地中海自由貿易圏設立に向けた第一歩としてアガディール協定(後述を参照)が調印された。EUと連合協定を締結する全てのアラブ諸国に同協定を拡大する意向である。

欧州共通航空空域合意協定(オープンスカイ協定):現在交渉中。第3回ラウンドが2014年5月に開催。尚モロッコは2006年、ヨルダン2010年に締結している。

農水物産自由化合意:2005年締結、一部の農産物に対し年間非課税限度が設定された。現在も新たな自由化交渉が行われている。

<その他>

チュニジア－EFTA(欧州自由貿易連合)

2004年12月に、EFTA(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス)とFTAを調印。2005年6月より発効。2008年7月までに工業製品、魚・海洋製品、加工農業製品など関税のほぼ完全撤廃に至っている。

大アラブ自由貿易地域(GAFTA)

1997年2月に、アラブ連盟加盟の16各国が関税を毎年10%引き下げる協定に調印(1998年発効)。2005年1月にネガティブリスト品目を除く関税が撤廃された。2016年3月現在の加盟国は18カ国(アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イラク、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、スーダン、チュニジア、バーレーン、パレスチナ、モロッコ、リビア、レバノン、ヨルダン)。

アガディール協定

2007年3月、チュニジア、モロッコ、ヨルダン、エジプトの自由貿易協定(FTA)である「アガディール協定」が発効(2004年2月に調印)。協定は、関税や輸入割当枠の撤廃のほか、対外貿易、農業、製造業、税制、金融、税関を中心に参加国のマクロ経済政策を連携させることを目的としている。また、各種ノウハウの共有や複数国を対象とする原産地ルール運営方法の活用、EUとの連合協定に沿ったEU市場への輸出などの促進も目指す。尚、モロッコ(1999年調印、発効)、ヨルダン(1998年調印、発効)、エジプト(1998年調印、1999年発効)とはそれぞれ2国間FTAも結んでいる。

チュニジア－トルコ

2004年末にはトルコとFTA調印(原料および半加工品、資本財の関税の完全撤廃、加工品および工業製品の関税を8段階で撤廃等)。2005年発効。

チュニジア－アルジェリア：1981年調印、発効。

チュニジア－リビア：2001年調印、発効。

チュニジア－クウェート：1988年調印、発効。

チュニジア－米国

米国とは2002年に貿易・投資に関するフレームワーク協定を結んでいる。、FTA締結に向けては2008年より交渉開始の可能性に関する協議を行っている。

(4) 外国為替・貿易政策

① 外国為替・貿易に関する一般規定

外国為替および貿易に関する法規は、1976年1月21日に制定された法律N°76-18、また1994年3月7日制定の法律N°94-41に基づく「外国為替・貿易法典」にまとめられる。

同法では、個人・法人いずれも、チュニジア居住者か非居住者かで適用範囲が異なる。個人については、主な居住地がチュニジアでありチュニジア国籍を有する者、チュニジアに就労拠点をもち2年以上滞在する外国人を居住者とみなし、法人については、チュニジア国内に施設を持つ法人(外国籍企業を含む)をチュニジ

ア法人として扱う。しかし、国内にあっても、在外チュニジア人・在外外国人によって 66%以上の資本が保有される商社、投資促進制度によって設立された輸出専門企業、ビゼルト(Bizerte)やザルジス(Zarjis)に設けられたフリーゾーンに進出している企業、および非居住者を主に顧客とする金融機関については非居住者とみなされ、同法の対象外となる。

法律規定では、全ての個人・法人(通常外国に滞在している個人を除く)は、認可を受けた金融機関に保有外貨を預けなければならない。また、居住者およびチュニジア法人は、国外で保有している外貨をチュニジア中銀に届け出る義務がある。

個人・法人は、輸出により得た利益、または外国で受けた全ての収入をチュニジア通貨に変換し銀行口座に納めなければならない。輸出専門の在外企業、在外貿易企業およびフリーゾーンに設立された在外企業は、この規制対象外である。また在チュニジア輸出企業は、その利益を法人口座に外貨のまま保有できる。

非居住者は、制限額なしに外貨をチュニジア国内に持ち込むことができるが、国内の銀行口座(外貨およびディナール口座)に預ける場合は、事前に関税局に届け出なければいけない。また換算額で 5,000TD 以上になる外貨を持ち出す場合も、入国の際に関税局への届け出が義務付けられている。

チュニジア中銀のバカール総裁(当時)は、2006年3月1日ナブルで開かれた与党 RCD(当時)の対話集会の席で、ディナールと外貨の交換の 2009年の完全自由化に向けて、チュニジア中銀が一連の新措置を準備していることを明らかにした。しかし、2008年からの世界的な経済危機の影響を受け、現在に至るまで延期されている。現在、チュニジアは管理変動相場制が適用されている。

② 経常取引と資本取引

外国為替規制緩和プロセスが 1987年から開始され、1992年12月に一旦終了している。1992年以来、在チュニジア企業は、貿易取引とサービス取引など経常取引において、ディナールと外貨の交換が自由にできることになっている。これは 1972年以来、輸出専門企業にのみに与えられていた条項であった。

またこの規制緩和では追加的に、資本取引で以下のことが可能となった。

- 輸出業を行う企業による、輸出先国の企業への投資
- 銀行は年間 1,000 万 TD、銀行以外の企業は年間 300 万 TD まで外貨の借り入れが可能。また債券市場で格付けされた金融機関及び企業は、返済期間が 12 ヶ月以上の場合には、外国金融機関から金額の上限なく外貨を借り入れできる。
- 外国企業は、チュニジア企業の株式の取得が可能。ただし、分野により 50%以上の株式取得はチュニジア当局の事前承認が必要となる。

③ チュニジア企業の対外投資

在チュニジアの輸出企業は、前年度の外貨での売上総額(5万 TD 以上でなければならない)に従って、次の対外投資が可能。

- 駐在員事務所に対する 5 万～50 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～100 万 TD の投資

在チュニジアの輸出企業が、上記の目的で外貨口座から海外送金を行う場合、限度額は年 300 万 TD。

在チュニジアの輸出企業ではない企業、あるいは輸出企業ではあるが外貨での売上総額が 5 万 TD 以下の企業は、以下の対外投資が可能。

- 駐在員事務所に対する 5 万～25 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～50 万 TD の投資

チュニジアにありながら在チュニジアの法的ステータスを持たない企業への、チュニジア国籍の個人あるいは法人による資本参加。

在チュニジアのチュニジア国籍の個人およびチュニジア国籍あるいは外国籍の法人は、チュニジアにありながら在チュニジア企業という法的ステータスを持たない企業への資本参加が可能である。

(5) 輸出促進制度

輸出促進を担う公的機関として代表的なものとして商業省傘下の輸出促進センター (Centre de Promotion des Exportations : CEPEX、73 年設立) が挙げられるが、2004 年 4 月にこれら輸出促進支援を行う公的および民間機関をまとめた「輸出業者センター」(Maison de l'Exportateur) が設立された。同センターは、上述の CEPEX が中心となって運営し、貿易一括引き受け窓口 (Guichet Unique Commercial) が設けられ、輸出入業者を一括して直接的に支援し、あらゆる行政手続きに関する情報を提供している。

輸出業者センター (Maison de l'Exportateur) :

Centre Urbain Nord, 1080, Tunis, Tunisie

Tél. : 216 71 23 42 00 / Fax : 216 71 23 73 25

e-mail : rapidcontact@tunisiaexport.tn

Site Web : <http://www.cepex.nat.tn>

輸出促進のための基金として、輸出促進基金 (Fonds de Promotion des Exportations : FOPRODEX) および輸出市場アクセス基金 (Fonds d'Accès aux Marchés d'Exportation: FAMEX) が設立されており、両基金とも CEPEX によって運営されている。なお、FOPRODEX は在チュニジア法人が対象、FAMEX は主に国内市場向けに事業を展開している企業や既に行なっている輸出事業の多角化を狙う企業が対象となっている。

規格関係では、産業省傘下に全国規格・知的財産局 (Institut national de la Normalisation et de la Propriété industrielle : INNPI) が設立されている。

(6) 輸入規制¹⁴

チュニジアは、90%以上の品目において輸入の完全自由化を実現しているが、以下に関しては輸入制限が課せられ、当局による事前の許可が必要となる。

- 支払のない輸入
- 公共の安全、秩序、衛生、野生動物、植物、健康及び道徳に関する品目の輸入
- 使用または改修された製品
- カウンターパッチェス制度に基づき行われた取引
- 輸入割当制の枠内で減税の対象となる製品
- 協定の枠内で関税の全部または一部が免税の対象となる製品
- 共通法で許可の対象となる商品で輸入品に対し支払がある場合で、一時輸入の対象製品

¹⁴ チュニジア商業省ホームページ (<http://www.commerce.gov.tn>)

- 共通法で許可の対象となる場合で、特別制度の対象となる消費輸入品
- 外貨送金を必要としない輸入
- 特定の危険な化学物質の輸入

カウンターパーチェス制度 (Le régime de la compensation)

1995年に政府が自動車組立業を支援するカウンターパーチェス制度を制定し、1998年から実地された。自動車1台の売上の最低50%に相当する部品を現地の部品メーカーから購入することを条件として、外国自動車メーカーに輸入を許可するというもので、これは同国の機械産業の発展に貢献した。この制度は1999年に廃止されたことになっているが、WTOは2006年度の年次報告で、現地調達に関する措置が明確でないことを指摘している。ジェルビ大臣(当時)は「産業カウンターパーチェス政策」が成果を出している分野として、自動車産業、航空産業、ICT分野を例に挙げている¹⁵。

5. 投資環境

(1) 対内直接投資動向

① 概況及び2014年実績¹⁶

2014年の外国直接投資は、18億TDと前年とほぼ横ばいになっており(前年比0.6%減)、政治・社会的緊張、治安的不安定、経済的展望への不安など、国内における背景が影響し、ここ数年間で減速している。対GDP比も2006年-2010年平均の5.4%から2.2%にまで低下している。

投資プロジェクト数は、新規案件が168件、拡張案件が205件を数え、9,949人の雇用創出を見込んでいる。そのうち、291件は製造業における投資で、雇用創出数は9,188人と全体の92%を占めている。

業種別で見ると、エネルギー部門が国際市場における炭化水素燃料の価格下落により前年比17.2%減少しているものの、8億9,200万TDと全体のほぼ半数を占めている。製造業は前年比12.3%減、4億4,600万TDと全体の約25%を占めており、機械・金属産業、電気・電子機器産業がそれぞれ59.6%、42.5%と減少する一方、建設材産業、農業加工業がともに約3.5倍と大幅に伸びた。サービス部門は、観光部門(前年比2.7倍)、金融部門(2.3倍)と成長しており、また、保健分野や高等教育分野など新分野での投資が目立った(表9及び図1参照)。

国・地域別で見ると、エネルギー部門への投資が目立つイギリスが3億2,526万TDで最大の投資国となった。以下、フランス(2億7,755万TD)、カタール(1億7,611万TD)と続いている。外国直接投資全体の72%を占める上位10位のうち8カ国がEU国であり、EUからの投資が占める割合は依然として高い。企業がチュニジア進出を選ぶ理由として、欧州からの地理的な近さ、インフラ・輸送・通信などのビジネス環境、コスト面でのメリット、女性の労働力が豊富でかつ高レベル、また他国から高学歴の技術者が流入していることなどが挙げられる。

また、外国からの投資受入れ窓口が一本化されており、事務手続き期間が比較的短いこともメリットとなっている。手続きは、産業・技術革新振興庁(APII: Agency for the Promotion of Industry and Innovation)の「ワン・ストップ・ショップ」(チュニス、スファックス、スース、ナブール、ガフサ、ガベス、ベジヤの7カ所に存在)にて行われる。

¹⁵ Web Manager Center (www.webmanagercenter.com)、2009年4月28日記事

¹⁶ 外国投資促進庁 Rapport des IDE 2014 et Perspectives 2015

2015～2016年ダボス世界経済フォーラムによる国の競争力に関する報告書によると、チュニジアは世界140カ国中92位に位置し、前年から5位、2011年からは60位も順位を下げている。革命後の経済運営、治安などの不安定さが影響している¹⁷。

表9 産業別対内外外国直接投資額の推移（2006～2014年）（単位：100万TD）

| | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| エネルギー | 940 | 1,359 | 1,934 | 1,234 | 1,317 | 1,063 | 886 | 1,077 | 892 |
| 製造業 | 347 | 486 | 642 | 772 | 574 | 331 | 532 | 508 | 446 |
| 金融 | 22 | 0 | 371 | 0 | 43 | 0 | 243 | 99 | 228 |
| 通信 | 3,056 | 80 | 40 | 154 | 127 | 194 | 757 | 88 | 83 |
| | * | | | | | | | | |
| 観光・不動産 | 18 | 72 | 199 | 85 | 95 | 23 | 77 | 19 | 52 |
| その他 | 20 | 74 | 213 | 34 | 9 | 5 | 9 | 24 | 99 |
| 合計 | 4,403 | 2,071 | 3,399 | 2,279 | 2,165 | 1,616 | 2,504 | 1,815 | 1,800 |

図1 産業別対内外外国直接投資額の推移（2006～2014年）（単位：100万TD）

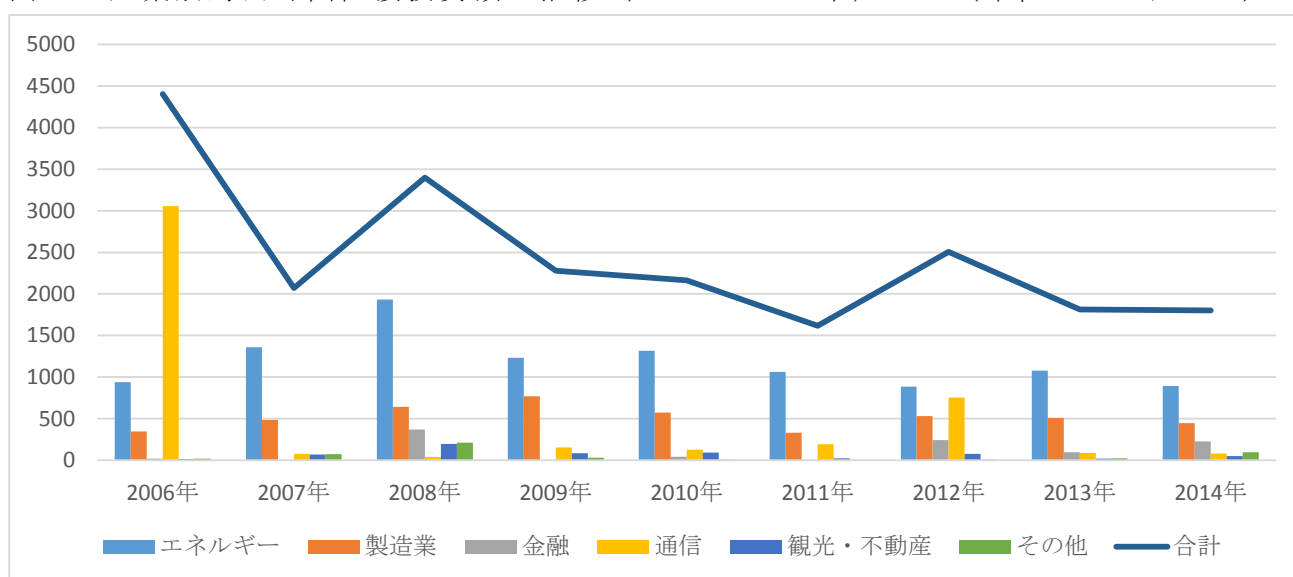


表10 2014年における外国直接投資国TOP10

| | 国名 | 投資額（単位：100万TD） |
|----|--------|----------------|
| 1 | イギリス | 325.26 |
| 2 | フランス | 277.55 |
| 3 | カタール | 176.11 |
| 4 | オーストリア | 137.53 |
| 5 | イタリア | 92.62 |
| 6 | ポルトガル | 86.34 |
| 7 | ドイツ | 53.99 |
| 8 | スウェーデン | 53.75 |
| 9 | マルタ | 49 |
| 10 | リビア | 41.8 |

出所：外国投資促進庁「Rapport des IDE 2014 et Perspectives 2015」

¹⁷ Webmanagercenter 2015年9月30日付記事

② 主な分野と最近の投資案件

再生可能エネルギー

年間 3,200 時間の日照時間、1,000MW の風力発電能力を持つといわれるチュニジアの再生可能エネルギー分野のポテンシャルは大きい。チュニジアは原油・天然ガス資源を保有し、1999 年以前はエネルギー輸出国であった。しかし、2000 年以降の経済成長に伴って国内のエネルギー需要は増加し続け、1990 年から 2012 年で消費量は倍増。エネルギー自給率は 80% (2012 年) にまで下がり、現在はエネルギー輸入国となっている。このため、チュニジアは安定的なエネルギー供給を確保するためにも、エネルギーの効率的な使用と再生可能エネルギー分野の開発に大きな力を入れている。

また、将来的には国内の電力需要を満たすだけでなく、欧州市場へ向けた再生可能エネルギー生産・供給拠点になることも視野に入れ、大規模な再生可能エネルギー促進政策を打ち出している。EU は 2020 年までに全エネルギー需要の 20% を再生可能エネルギーでまかなう目標を掲げており、チュニジアの再生可能エネルギーは大きな注目を浴びており、欧州企業が既に参入しつつある。

太陽エネルギー発電

2009 年に立ち上げられた「チュニジア太陽エネルギー計画(Plan Solaire Tunisien)」では、再生可能エネルギーによる発電量の割合を 2016 年には 16%、2030 年には 40% まで引き上げることを目標に、2010-16 年の 7 年間で再生可能エネルギーに関する 40 プロジェクトを実施し、23 億ユーロを投資(そのうち 70% は民間投資)するとしている¹⁸。計画中の 40 プロジェクトは、太陽エネルギーだけではなく、風力発電、省エネルギー事業、太陽電池生産、イタリアへの送電事業など。

2012 年に出されたチュニジア太陽エネルギー計画改定版¹⁹では、再生可能エネルギーが全エネルギー消費量に占める割合を、2012 年の 14.2% から 2020 年には 23.9%、2030 年には 32.5% にまで拡大、再生可能エネルギーの発電量は 2020 年で 1,285MW (うち太陽エネルギー 450MW、風力 835MW)、2030 年で 2,135MW (それぞれ 1,380MW、1,755MW) を目指している。当計画では、2030 年までに 34% の一次エネルギー消費削減²⁰、2014-2030 年の累計で 1 億 8,500 万トンの CO2 削減を掲げている。計画にはエネルギー移行基金 (FTE : Fonds de Transition Energétique)、チュニジア電力・ガス公社 (STEG) からの出資や民間投資、世界銀行、ドイツ、イタリア、スペイン、日本など先進国からの開発援助資金などを活用する予定。FTE は当計画に 2014-20 年で 6 億 3,900 万 TD (うち 3 億 9,000 万が省エネのための効率化、2 億 4200 万が再生可能エネルギー開発に使用) が必要だと見積もっている。

風力発電²¹

既存の風力発電所は、シディ・ダワード市(ボン岬県)とビゼルト市に設置されている。54 MW の発電能力をもつシディ・ダワード発電所には、スペインの代替エネルギー企業ガメサ (Gamesa) の系列会社 MADE により合計 70 基の風力発電タービンが供給されている。また、上述の「チュニジア太陽エネルギー計画」の一環として 2 つの新しい風力発電所が建設されたビゼルト発電所においても MADE 社が受注、チュニジア電力・ガス公社 (STEG) に合計 143 基の AE-61 型風力発電タービンを供給している。総工費は 6 億 TD、発電能力は

¹⁸ ANME(Agence National pour la Maîtrise de l' Energie)ホームページ (<http://www.anme.nat.tn>)

¹⁹ 産業・エネルギー・鉱山省「STRATEGIE NATIONALE DE MAÎTRISE DE L'ENERGIE」

²⁰ エネルギー消費削減量は、当政策を取らなかった場合の予想値との比較

²¹ The Wind Power ホームページ (<http://www.thewindpower.net>)、ECOFIN 2015 年 5 月 16 日付記事

合計 190MW に上る。これらの発電所によりチュニジアの風力発電能力は約 250MW に達し、アラブ諸国においてエジプト、モロッコに次ぐ第 3 の風力発電によるエネルギー生産国となった。

送電網 ELMED 計画²²

「チュニジア太陽エネルギー計画」プロジェクトの一環として、2009 年 9 月にチュニジア電力・ガス公社 (STEG) とイタリアのテルナ (Terna) の間で、チュニジアーイタリア間海底送電線敷設を含めた総額 40 億ユーロの「ELMED」計画が発表された。同計画は、チュニジアのボン岬とイタリアのシチリア島を結ぶ 200 キロの海底高圧直流送電 (HDVC) 線の敷設とチュニジア側に 1,200MW 規模の発電所建設の 2 つのプロジェクトから構成されていた。アフリカ大陸と欧州を繋ぐ送電線はモロッコとスペインを結ぶ 1,400MW の交流送電線が 1 本あるのみで同計画への注目は高かったが、計画実施の難しさから、1200MW の発電所建設を断念し、チュニジア・イタリアの共同出資による 600MW の HVDC 線を維持する、よりシンプルな計画に修正された。2014 年 8 月には、当計画の戦略決定を促すコスト利益分析調査が開始された²³。

デザートテック計画

民間企業主導で、「デザートテック (Desertec)」プロジェクトが 2009 年 7 月にドイツ企業 10 社、スペイン企業 1 社、アルジェリア企業 1 社による合計 12 社²⁴の間で調印された。北アフリカのサハラ砂漠で太陽熱を利用して発電、欧州・北アフリカ・中東地域に高圧直流送電 (HDVC) 網を使って送電する計画で、2050 年までに欧州の電力需要の約 15%、また北アフリカ・中東地域の需要を満たそうとする壮大なものである。プロジェクトの費用は約 4,000 億ユーロと見積もられた。2010 年 3 月にはモロッコのナレバ (Nareva, ONA 系列)、スペインのレッド・エレクトリシア・デ・エスパニャ (Red Electricia de Espana)、フランスのサンゴバン・ソーラー (Saint-Goban Solar)、イタリアのエネル・グリー・パワー (Enel Gree Power) の 4 社が加わった²⁵。

2011 年 2 月にはイタリア最大手の銀行 2 行のユニグレディット (UniCredit) およびインテサ・サンパオロ (Intesa Sanpaolo) が参加を決定した²⁶。同プロジェクト内で、チュニジアは欧州への送電線 (アルジェリアやリビアに設置された CSP で生産された電力をチュニジア経由でイタリアへ送電するルート) が通る重要なトランジット拠点となっており、プロジェクトにおける役割は大きい。

なお、欧州向け送電事業では、後項の TuNur 計画もデザートテック基金により評価・承認され、2016 年末に着工予定。

送電網「メドグリッド (Medgrid)」計画 (トランスグリーン計画)

2010 年 7 月、フランス政府は北アフリカで太陽熱を利用して発電した電力を、地中海海底を経て欧州に送る送電網を敷設する「トランスグリーン」計画を発表した²⁷。同計画には、フランス政府のほかアルストム、アレバ、フランス電力 (EDF) などのフランス企業や、スペインのアベンゴア、ドイツのシーメンスなどが参加。モロッコやアルジェリア、チュニジアなど北アフリカ諸国が再生可能エネルギーを利用して生産した電力を地中海海底に複数の高圧直流送電線を敷設し、欧州の送電網と連結させる計画。標準的な原子力発電所約 4 基に相当す

²² チュニジア産業・技術省ホームページ (www.industrie.gov.tn) ; AfricanManager、2010 年 5 月 4 日付記事 ; Les Afriques、2009 年 9 月 1 日付記事、EUROPEmaghreb、2010 年 11 月 30 日付記事、

²³ 2015 年 1 月 6 日付 STEGCEO プレゼン資料「Strengthening the Euro -Mediterranean Electric Interconnections」

²⁴ ABB、ドイツ銀行、エーオン、ミュンヘン再保険、シーメンス、HSH ノードバンク、マン・ソーラー・ミレニアム、M+W Zander、RWE、ショット・ソーラー、アベンゴア・ソーラー (スペイン)、Cevital (アルジェリア)

²⁵ デザートテック基金ホームページ (www.desertec.org)、2010 年 3 月 22 日付プレスリリース

²⁶ Algérie Presse Service (www.aps.dz)、2011 年 2 月 11 日付記事

²⁷ 日本経済新聞、2010 年 7 月 6 日付記事 ; トランスグリーン計画ホームページ (www.transgreen-psm.org)、フランス環境省ホームページ (www.developpement-durable.gouv.fr)

る 500 万キロワットの送電能力を 2020 年までに整備する予定で、送電ルートはアルジェリアースペイン、アルジェリアーイタリア(サルデニア島)、チュニジアーイタリア、リビアーイタリア、エジプトーギリシャを想定。

同「トランスグリーン」計画は、フランス政府指導で発足した「地中海のための連合²⁸」における「地中海ソーラー計画」に沿ったプロジェクトであり、上述のドイツ企業中心のデザーテックとは別に立ち上げられる形となっている。送電網計画に関しては、上述の「ELMAD 計画」および「デザーテック計画」と重なっており、これから調整が行われるものと見込まれている。「地中海ソーラー計画」では、2020 年までに再生可能エネルギーによる電力生産を 20GW まで上げることを目標に掲げている。2010 年 12 月、フランスのエネルギー省において当計画を進める 20 社からなるコンソーシアムとの調印が成され、プロジェクトは正式にスタート。なお、その際にトランスグリーンからメドグリッド (Medgrid) へと名称を変更している。予定投資額は 380 億～460 億ユーロと見積もられている。

現在、実施可能性調査が継続されており、2013 年 9 月にはアルジェリアのソネルガスとメドグリッドが協力議定書に調印。技術面での予備調査や経済利益性分析が行われる。当初は 2020 年から 2025 年に大規模な送電網が完成する予定であったが、遅延が予想される。

TuNur 計画²⁹

英国企業 Nur Energie により始動された太陽光発電プロジェクト。2011 年に、チュニジアの投資グループ TOP Group、チュニジア・フランス合弁企業 Glory Clean Energy との合弁企業 (Nur Energie50%保有) TuNur Ltd が設立された。

当プロジェクトは、チュニジア南部のケビリ県に 1 万ヘクタールにわたる生産能力 2GW の太陽光発電所を建設し、地上及び海底ケーブルを通じ、欧州市場へ向けてチュニジアからイタリアまで高電圧直流にて送電するというもの。投資額は 100 億ユーロ (220 億 TD) と見積もられており、2 万人の間接雇用、1,500 人の直接雇用が創出されると見られている。当計画はまもなく資金合意に達すると見られており、2016 年末に着工、欧州への送電開始は 2018 年を予定している。当計画は上記デザーテック計画のコンセプトの基準を満たしており、デザーテック基金により評価され承認されている。

アポロ計画 (Sahara Solar Breeder Super Apollo Project)³⁰

2010 年 8 月国際協力機構 (JICA)、科学技術振興機構 (JST) や東京大学はアルジェリアのオラン科学技術大学 (USTO)、エネルギー開発センター (CDER) などと「サハラ・ソーラー・ブリーダー研究センタープロジェクト (通称:アポロ計画)」に合意。5 年をかけて、サハラ砂漠の砂に含まれる酸化シリコン (シリカ) を太陽電池向けの高純度シリコンに変える生産技術や高温超電導直流長距離送電システムについて共同研究を行う。

この研究は東大客員教授鯉沼氏が唱えるサハラ・ソーラー・ブリーダー (SSB) 計画がきっかけとなっており、同計画には東大や東京工業大のほか弘前大、物質・材料研究機構なども加わる。アルジェリア側はオラン工科大や高等教育研究省アドゥラル再生可能エネルギー開発部門などが連携している。

²⁸ 2008 年 7 月 13 日フランスのサルコジ大統領が提唱し設立された、EU 加盟諸国と地中海沿岸国によるゆるやかな共同体。EU27 カ国および EU 加盟候補国を含めた地中海沿岸諸国 16 カ国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ、トルコ、モナコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジア、モリタニア) により構成されている。

²⁹ TuNur ホームページ (<http://www.tunur.tn>)、TUSTEX 2013 年 9 月 4 日付記事、2014 年 10 月 21 日付記事

³⁰ 日本経済新聞、2010 年 12 月 16 日付記事；SSB ファンデーション HP (www.ssb-foundation.com)；Diginfo (jp.diginfo.tv)、2010 年 11 月 22 日付記事、Portail Algérien des Energies Renouvelables ホームページ

2010年12月には、東大鯉沼教授を含める日本の研究者およびチュニジア・アルジェリア産官関係者を交えた計画の推進母体「SSB ファンデーション」が設立されている³¹。当プロジェクトは2011年1月に開始。2012年5月に行われた当計画に関する第4回ワークショップでは、アルジェリアの若い研究者の日本での教育プログラム実施が合意されている。同年12月には、アルジェリアから大学関係者約30人が日本を訪れた。

2015年4月、同年11月に終了予定である当計画の評価調査が行われ、シリコン還元プロセス技術の開発、テストプラントの据え付け、人材育成基盤の整備などプロジェクト目標は達成される見込みと判断された³²。

その他³³

ブリティッシュ・ガスは2013年2月、チュニジア国内の天然ガス探査を目的に1億TD(約4,800万ユーロ)の投資を行うと発表した。開発における新手法の特定を行いつつ、インフラ整備を含む複数の分野への投資を行う基金の創設の可能性も示唆した。

イタリア石油大手 ENI のスカローニ CEO は、チュニジアにおける生産増を目指し、2008年の同国に対する投資を5億TD(2億8,100万ユーロ)まで拡大する計画を発表。同時に、チュニジアを通じてアルジェリア産ガスをイタリアに輸送するパイプライン「トランスメッド」の2019年以降の契約延長に関して、現在チュニジア政府との間で交渉を行っていることも明らかにした。また、当社は2012年にも、油田開発、探査活動の強化、生産拠点環境開発などを目的とした6億ドルの投資を行うことを発表している。

オランダの石油・ガス開發生産企業マザリン・エナジー(MAZARINE Energy)は2014年2月、当社の北アフリカ初進出に際しチュニジアを選択、5,000万ドルを数段階に分けて投資する。現地企業ザーフラン(Zaafrane)の権利90%を取得し、チュニジア中央部における採掘活動を行う。

観光分野³⁴

2014年、チュニジアの観光産業がGDPに占める割合は7.4%(61億3000万TD)で、間接関連産業を含むと15.2%に上る。観光客による国内消費額は全輸出の14.1%をカバーし、労働人口の約14%にあたる47.3万人が直接・間接的に当産業に従事するなどチュニジアの主要産業となっている。

観光客数は2011年の革命の混乱により478万人(前年比34%減)にまで落ち込んだが、2013年には627万人、2014年は607万人まで回復、観光収入では2010年のレベルを超える(2.9%増)までに至った。しかし、2015年3月のバルドー博物館、続く6月のスースでの観光客襲撃事件は回復しつつあった観光業界に再び大きな打撃を与えるとみられている。これを受け、観光省は各種振興策を発表。当産業におけるVATの税率12%から8%への引き下げ、債務返済期日の繰延べ、海外居住国民の30%運賃割引などを行うとしている。

観光客の内訳を見ると、81.9%が休暇のためにチュニジアを訪れており、ビジネス目的は18.1%に過ぎない。国別では2014年は歴史的に最も多くチュニジアを訪れていたフランス人観光客が38%減少し、イギリス人が42.5万人増加し1位となった。

³¹ SSB ファンデーション HP (www.ssb-foundation.com)

³² JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>) 終了時評価調査結果

³³ Investir en Tunisie 2013年12月31日付記事、2014年2月12日付記事

³⁴ 世界旅行観光協議会(WTTC)「ECONOMIC IMPACT 2015 Tunisia」、Le Figaro 2015年6月26日付記事、観光省2015年5月26日付記事、同7月1日付記事

チュニジア経済の重要な牽引役となっている観光産業だが、外国直接投資に占める割合は全体の 3.7% (5,200 万 TD)と比較的低い。予定されていた観光プロジェクトは国際金融危機の影響を受け2009年以降一時凍結、中断しているケースが少なくないが、2014 年の政権安定以来、再検討され始めている。尚、対内投資の中でも大型の観光プロジェクトは主に湾岸諸国からの投資が多い。

最近の主要な観光プロジェクトは、以下のとおり。

アブ・カテル (Abu Khater) グループ (アラブ首長国連邦) が、チュニス北部の湖畔に建設予定のチュニス・スポーツ・シティー (Tunis Sports City) に 50 億ドル投資するとしていたが、経済危機により中断。2014 年 3 月にバヤヒ (Bayahi) グループ (チュニジア) が参加を表明し、30 億ドルの投資を行うとした。³⁵エマール (Emaar) 不動産 (アラブ首長国連邦) は、マリーナ・アル・ケッソール (Marina Al Qussor) と名づけられたスース (Sousse) 北部に設置される観光リゾートに 19 億ドル投資する予定。

サマ・ドバイ (Sama Dubai) 社 (アラブ首長国連邦) は、チュニス南部の湖畔に建設予定のメディテレーニアン・ゲート (Mediterranean Gate) リゾートに 15 年かけて 140 億ドル投資する予定。ゴルフ・ファイナンス・ハウス (Gulf Finance House) 社 (バーレーン) とイスラム銀行 (バーレーン) は、チュニス北部の未開発地ラウエド (Raoued) にオフショア総合金融センター「チュニス・ファイナンシャル・ハーバー (TFH)」を 75 億 TD (50 億ドル) かけて開発する予定。

カタリ・ディアル (Qatari Diar、カタール) はトザール地方にトザール・ディザート・リゾートを設置予定。5 つ星ホテルを含む、アパート、文化施設を建設。投資予定額は 1 億 6,000 万 TD。

米マリオットグループは、1 億 5,000 万 TD をかけて、スース県に 5 つ星ホテルを開設する。2014 年着工、2017 年オープン予定。2013 年 11 月に、オープン後の管理企業となるチュニジアのジェナヤ (Jenayah) グループ企業と契約を交わしている。なお、当グループ間の提携は今回が初めてではなく、マリオットインターナショナルはリッツカールトンブランドで 2015 年にも別のホテルをオープンする計画。

リビアの外国投資企業、ラフィコ・リビアは、8,000 万から 1 億ドルをかけてチュニスに 5 つ星リゾートホテル、オフィス、ショッピングセンターを含む総合商業施設コンプレックスを建設することを発表した。オープン予定は早くとも 2016 年以降になる見通し。

情報通信技術 (ICT) / コールセンター

チュニジアは、アフリカで最先端の通信インフラが整備されている国の 1 つである。世界経済フォーラム (ダボス会議) による 2015 年情報技術の競争力に関する報告書³⁶によると、チュニジアは情報通信環境整備に関して全 143 カ国の中で 81 位、アフリカでは南アフリカ (75 位)、モロッコ (78 位) に次ぎ 3 位となっている。ICT 産業が GDP に占める割合は 2014 年には 5.2% に達し、2014 年末までに行われた ICT 部門への投資額は全体 (エネルギー部門除く) の 59.6% にまで至っており、主要産業の 1 つとなっている³⁷。

2014 年の固定電話または携帯電話の保有率は 134.1%。インターネット接続契約数は、1,000 人に対し 2008 年の 27.1 から 2014 年には 143 までに大幅に増加した³⁸。国内は全長 9,000 キロの光ケーブルによって、国際ネットワークには海底ケーブル 3 本によって結ばれている。3 本目の海底ケーブルはチュニジア資本

³⁵ Business News.com 2014 年 3 月 18 日付記事、

³⁶ World Economic Forum, The Global Information Technology Report 2015

³⁷ チュニジア中央銀行、Annual Report 2014、外国投資促進庁 Rapport des IDE 2014 et Perspectives 2015

³⁸ チュニジア情報技術省ホームページ (www.mincom.tn)

100%で設置された初めての海底光ケーブルで「Hannibal」と呼ばれ、2009年11月に開通。これにより、国内で急増するインターネット需要を満たすこと、および安定的なアクセスを提供することで投資先としての魅力を海外にアピールすることに成功している³⁹。

政府は ICT 部門にさらに多くの外国投資を誘致するため、様々な税制優遇措置を定めるとともに、最先端の設備が完備された ICT に特化したテクノパークをチュニス近郊のエルガザラ(El Ghazala)およびスファックス(Sfax)に設置した。エルガザラ・テクノパークには、エリクソン、アルカテル・リュセント、マイクロソフトなど 90 の企業(そのうち 12 が大手グループ企業)が進出しており、また、産業・技術省がこれまで行っていた業務を引き継ぎ、外国企業に対して行う様々な事務手続き及び輸入業務や機器の販売などに関する調整・アドバイスなどを行う一括引受窓口も設置されている。ICT セクターの中でも特に急成長を遂げているのがコールセンター事業で、2009年時点で219のセンターがあり、モロッコと争う形でコスト低下を目指す欧州企業の事業移転先として注目を浴びている。政府はコールセンター誘致策として、税制上の優遇処置や電話料金優遇措置などを設け、現地人材の雇用に際しては現地の職業安定所の全面的な協力が得られるようになっている。

チュニジアは、開発計画の中で「知識」分野に重点を置いている。国土も小さく、資源大国のアルジェリアやリビアに挟まれるチュニジアは、高い教育水準を武器に科学技術やサービスといったソフト分野を発展させ近隣諸国に差をつけることで、安定した経済発展を維持しようとしている。ICT 部門はまさにこの戦略の要となっており、近年政府が様々な方策を立ち上げている分野といえる。

最近の主な投資事例は以下のとおり。

2007年8月、仏プジョーが欧州7カ国をカバーするコールセンターをポルトガルとチュニジアに移転することを発表。ポルトガルセンターでは、ポルトガルのみならずイタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー、スペインをカバーする。チュニジアセンターではフランス語による問い合わせに対応。

米ヒューレット・パカード(HP)は2009年6月、世界全国をカバーする販売と営業のサポートセンターをエルガザラ・テクノパークに設置することを発表した⁴⁰。このセンター開設にあたり800人ほどのチュニジア人エンジニアを起用する。

カタールの通信事業カタール・テレコムは、2012年12月にチュニジア政府保有のチュニジアナ(Tunisian)株25%のうち15%を買収する合意書に署名した。買収価格は4億1,000万ドル。これにより、カタール・テレコムのチュニジアへの出資率は90%に引き上げられる。

マイクロソフトは2007年チュニジアにマイクロソフト・イノベーション・センター(MIC)を設立、2009年11月には10社のICT新興企業が選出されMICでの研修が開始された。選出された企業は、いずれも先端技術を有し、イノベーション力が強く、大きな将来性を持つ新興企業および起業家で、MICで1年間の集中的な技術研修と経営研修を受ける。またマイクロソフトとタイアップすることで知名度が上がるため、宣伝効果を上げることも狙いの1つとなっている。同社では2013年2月にもアフリカ諸国の接続性を向上させ、競争力を高めるためのツール開発を目的とした「Microsoft 4Afrika」イニシアティブを始動。7,500万から1億ドルの投資を行うとしている⁴¹。

2014年3月、チュニジア商工会議所は輸出促進を目的に「Tunisia e-Business Network」を開設し

³⁹ La Presse (www.lapresse.tn)、2009年11月16日記事

⁴⁰ Business News (www.businessnews.com.tn)、2009年6月22日付記事

⁴¹ Investir en Tunisie、2013年3月4日付記事

た。予算 42 万 8,000 ドルのうち 25 万ドルをアメリカ政府が出資している⁴²。

航空機産業

2009 年 1 月、EADS/エアバスの 100%子会社アエロリア (Aerolia) は、チュニス南西部に設けられた航空機下請け産業に特化したエルマギラ (El Mghira) 工業地帯に進出する合意書に調印。先 5 年間で 3,000 万ユーロ、合計 6,000 万ユーロを投資し、1 万 m²の土地に航空機組立工場を設置する。この工場ではアエロリアがフランスの工場で作成した部品を組み立てる作業が行われる予定。

フランス航空機部品会社フィジャック・アエロ (Figeac Aéro) は、上述のエルマギラ工業地帯にアエロリア向けの航空機部品製造工場を設置。投資額は 1,000 万ユーロ。この他、エアバスの進出によって、下請企業セコマス (Secomas、仏航空ボイラー製造企業)、セルマ・テクノロジー (Serma Technologie、仏電気エンジニア企業)、ストーム・エアークラフト (Storm Aircraft、伊設計・エンジニア企業) など多数が進出を予定している。

フランス航空機部品会社ゾディアック・アエロスペースは、2013 年、チュニス郊外に位置するグロムバリア産業地区に、新たな航空機部品の製造拠点を設置する。投資額は 2,500 万 TD、500 人以上の雇用創出が見込まれている。当工場はゾディアック・アエロスペースのチュニジアにおける 4 つ目の工場となる。

自動車部品産業

ドイツのワイヤーハーネス専門企業ドレックスマイヤー (Dräxlmaier) はシリアナにある工場を 2 万 5,000m² から 4 万 3,000m² へ拡張。投資額は 2,230 万ユーロ。

ドイツのワイヤーハーネス専門企業クロムベルグ & シューベルト (Kromberg & Schubert) は、ベジャ工業地帯にある工場を拡張し、チュニス近郊のエルガザラ・テクノポールに製品開発部門を新たに設立。全投資額は 2,740 万ユーロ。

日本の住友電装は 2008 年にジェンドゥーバ (Jendouba) 県にある工業地帯に進出。

日本の矢崎総業は 2000 年にビゼルト・フリーゾーンに進出し、ワイヤーハーネスの製造を開始、現在も生産は継続している。さらに、2009 年にガフサ (Gafsa) 県にある工業地帯に進出。2011 年までに 5 つの生産拠点 (うち 1 つは 2011 年 12 月に閉鎖) を設立している。当社は 2014 年には新たな生産拠点をビゼルト県のブシユカラ (Bouchkara) に建設する増産計画を発表していたが、キャンセルされている。

チュニジアのズーアリグループを中心とした複数のチュニジア企業及びインドのマヒンドラ社との合弁企業であるメディカーズ (Medicars) は、2013 年 10 月末にチュニジアでは 3 番目、アフリカでは初となるインド系自動車メーカーのチェーン方式組立生産拠点をスース県に開設。当初の投資額は 3,200 万 TD。

フランスのプジョーは、2015 年 6 月、中期的に 1 億ユーロ (2 億 TD)、短期的には 4,000 万ユーロを新たに投資すると発表した⁴³。

ドイツの自動車部品メーカー、マルカート (Marquardt) は、2015 年 5 月にエルアグバの産業ゾーンに新たな生産拠点を 1,200 万ユーロかけて開設した。これはもともとスクラにあった工場の拡大を目的とし

⁴² Investir en Tunisie、2014 年 3 月 7 日付記事

⁴³ Investir en Tunisie、2015 年 6 月 8 日付記事

たもの⁴⁴。

スイスの環境対応車(グリーンカー)企業である Catecar は、2014 年 6 月に圧縮空気自動車の製造拠点の建設を発表した。200 人の直接雇用、800 人の間接雇用が見込まれている⁴⁵。

金融⁴⁶

カタールのカタール国営銀行(Qatar National Bank)は 2014 年 6 月、チュニジア子会社であるチュニジアン・カタリ銀行(Tunisian Qatari Bank)に 1 億 TD の増資を行うことを発表した。

フランスのソシエテ・ジェネラル銀行は 2014 年 10 月に、国際銀行連盟(UIB)に 7,800 万 TD の増資を行った。これにより UIB への資本は、2002 年に取得した 52%から 75%に拡大。

サウジアラビアのイスラム開発銀行(IDB)は 2014 年 12 月、ジトゥーナ銀行(Banque Zitouna)に 3,700 万 TD を出資。これでジトゥーナ銀行への出資率は、IDB が 21%、政府が 69%、民間投資家が 10%となる。

流通部門⁴⁷

2009 年 8 月商業法の改正および 2010 年 7 月制定の 1501 法令にてフランチャイズに関する新たな法律が成立し、フランチャイズ契約に関する基本的なルールが制定された。これにより、流通、観光、自動車および研修サービスの分野における外国企業のフランチャイズが合法化された。それ以外の分野における外国企業のフランチャイズ展開を望む企業は、競争委員会による特別認可を受ける必要がある。2013 年 2 月末に開催された国際フランチャイズ見本市「第 4 回チュニス・メッド・フランチャイズ」では、これまで制限されていた分野への拡大が検討されていると発表された。商業省によれば、2014 年 9 月までに、ファーストフードや広告、不動産分野など申請された案件 28 社のうち、マクドナルド(米)やクイック(フランス)、ピザハットなど 11 件が認可されている⁴⁸。

モノプリ・チュニジア(SNMVT-Monoprix)は、2013 年 11 月末、フランスの家具・家電専門店 BUT とのフランチャイズ契約に調印。チュニス、スファックス、スースに 5 店舗をオープンする計画。2015 年 10 月の時点で 9 カ月後に第 1 号店のオープンを予定すると発表している。なお、当社は今後 3 年かけて 1 億 TD(約 4000 万ユーロ)を投資、販売拠点の拡大を図る。

2013 年 12 月にはフランスの家電販売店 DARTY が、チュニジアのハシシャ(Hachicha)グループによるフランチャイズ展開を行うと発表。2014 年 3 月には第 1 号店をオープン、その後 20 店舗まで拡大する計画だったが、現時点ではまだオープンしていない。

チュニジアの流通部門は 2001 年チュニス近郊へのカルフルの進出以来、大きな変化を遂げている。カルフルはチュニジアの UTIC グループの傘下に入っている。2005 年には総床面積 1 万 2,000m² のショッピ

⁴⁴ Investir en Tunisie、2014 年 5 月 17 日付記事¥

⁴⁵ Investir en Tunisie、2014 年 6 月 6 日付記事¥

⁴⁶ チュニジア中央銀行 Annual Report 2014、Ecofin Finance 2014 年 6 月 24 日記事、2014 年 11 月 1 日付記事、Tunisie Numerique 2015 年 1 月 26 日付記事

⁴⁷ Tustex(www.tustex.com/commun.php?code_com=3995)、2006 年 11 月 22 日記事; Oxford Business Group, Report Tunisia 2010; UBIFRANCE、L'essentiel d'un marché Tunisie 2010/2011

⁴⁸ Le Temps、2014 年 9 月 18 日付記事

ング・センター「チュニス・シティ」もオープンし、大型スーパーのジェアン・カジノが開店。これはチュニジアのマブルーク・グループとフランスのカジノグループのジョイント・ベンチャーとなっている。また、2012年には、フランスのオーシャンが国営マガザン・ジェネラルの資本 10%を取得してチュニジアに進出、オーシャンの研修、マーケティング、管理ノウハウなどがマガザン・ジェネラルにもたらされた。2014年には出資率を15%に拡大し、両社で10億TD(6億2,300万ドル)をかけて国内に5店舗のハイパーマーケットを開設すると発表している⁴⁹。

これら大型チェーンの進出にもかかわらず、日常生活における伝統的小売店の役割は大きい。特に地方ではこの傾向が顕著である。大規模小売店が市場に占める割合は18%と全国的には未だに低い⁵⁰。主な大規模小売店は以下の3社。

1) マブルーク・グループ⁵¹

スーパーマーケット・チェーン。スーパー80店舗(モノプリ)、ハイパー1店舗(チュニス北郊外の大型ショッピングセンター「チュニス・シティ」内のジェアン・カジノ)などを有する。マガザン・ジェネラル(国営)の買収に関心を持つも獲得に失敗した。

2) シャイビ/ユリス・ハイパー・ディストリビューション(UTICグループ⁵²)

スーパー45店舗(カルフル・マーケット44店舗、カルフル1店舗)を有する。

3) マガザン・ジェネラル(プーリナ・グループ⁵³)

2006年5月、政府(76.3%保有)はマガザン・ジェネラルの民営化に向けた支援ミッションの入札を開始した。今回、入札資格があるのは現地資本企業だけで、上記のマブルーク・グループ、UTICグループとチュニジアの2大大規模小売店も名乗りを挙げたが、2007年7月、プーリナ・グループ(食品コンソーシアム)が落札した。落札価格は7,000万TDであった。資本はプーリナ・グループが49%、グループ内企業であるバヤシが51%を保有し、運営はバヤシが行う。2013年度の売上高は7.5億TDで、2012年よりそれまでリーダー企業であったマブルーク・グループを抜いて首位に立っている。

食品以外の大規模小売店の販売も大きく伸びており、仏流通ではエタム(Etam、女性用衣料・下着)、セリオ(Celio、男性用衣料)、ラコステ、デュ・パレイユ・オ・メモ(Du pareil au même、子供服)、カティミニ(Catimini、子供服)、キアビ(Kiabi、プレタポルテ)等の衣料品小売業が進出している。一方、国内の衣料品販売チェーンの販売も好調でマブルーク(Mabrouk)、サシオ(Sasio)、ブルー・アイランド(Blue Island)、ディクシット(Dixit)などが外国ブランドと競合している。香水ではフランスのマリオノ(Marionnaud)が進出。国内最大のチェーン店はムーブラテックス(Meublalex、家具)で、全国各地に展開している。

これら流通部門の政府管轄は商業省(Ministère du commerce、大型流通業者の組合としては、全国大型流通業者組合(La Chambre Syndicale Nationale des Grandes Surfaces - UTICA)が挙げられる。

⁴⁹ Investir en Tunisie、2014年5月2日付記事

⁵⁰ Le temps、2015年1月27日付記事

⁵¹ Mabrouk 3兄弟(Mohammed Ali, Ismail and Marwan Mabrouk)によって創設・経営されているチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。このうちMarwanはベン・アリ前大統領の3番目の娘(Cyrene Ben Ali)と結婚しており、前政権との繋がりが指摘されている。

⁵² UTIC(Ulysse Trading and Industrial Companies)グループは、創設者の名字であるChaibiグループとして通常知られている。包装業を起点に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、Taoufik Chaibi氏。

⁵³ 養鶏産業を営む企業を母体(1967年創業開始)に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、創設者でもあるAbdelwahab Ben Ayed氏でグループ資本の40%を保有。

(2) 外国投資促進政策・制度

1994年に公布された投資促進法典(Code d'incitation aux investissements:CII)に基づき、チュニジア企業、外国企業に対して、投資の自由化に関する制度が導入された。特に完全輸出型の産業およびサービス部門については、様々な税制措置がとられている。この投資促進法典により、鉱業、エネルギー、金融、国内商取引を除き、投資に関する全ての法律が一元化された。

2012年より、外国投資事業の支援を強化し、チュニジア経済を活性化させることを目的に、投資促進法の改正が議論されている。2013年11月には修正案が閣僚会議により採決されたものの、2014年5月に撤回。新たな修正案が2015年10月に再び閣僚会議に提出、議論されている。新たな投資法案は25項目からなっており、主な変更点は以下のとおり。

- 管轄官庁の事前承認の対象となっている投資活動の減少
- 法人税の統一
- 投資対象分野の拡大
- 土地所有に関する新規定の導入

また、外国投資を支援する特別組織、国家投資委員会(Conseil National de l'investissement)、国家投資機関(Instance Tunisienne de l'investissement)及び国家投資基金(Fonds Tunisien de l'Investissement)が創設される予定としている⁵⁴。

① 投資制度の原則

直接投資：企業の設立あるいは既存企業の拡張を目的とするものであれば、チュニジアへの直接投資は完全に自由。ただし投資分野によってはチュニジア当局の認可が必要となる。

間接投資：在チュニジア企業への間接投資は自由でインカムゲイン、キャピタルゲインなどは外貨建てで移転できる。ただし、投資分野により50%以上の資本参加の場合は事前承認が必要となる。

投資制度は、大きく以下の二つのカテゴリーに分かれる。

1) 1994年の投資促進法典(CII)により規定される部門(特別法により規定される部門以外全て)

チュニジア在住または在外の外国企業は、国籍に関わらずチュニジアへ自由に投資できる。投資部門によって事前の許可なしにインターネット申請ができる場合と、管轄官庁から事前の承認が必要となる場合がある。

事業活動内容別の制度は以下のとおり。

- インターネット申請が可能な部門：製造業、観光、完全輸出型サービス・産業関連サービス業で100%外資の場合
- 事前承認が必要な部門：国内市場向けサービス事業(輸送・通信、医療、不動産、教育、廃棄物・リサイクル処理など)、および外資が50%以上のジョイント・ベンチャーの場合。
- 農業部門：外資の参加は最高66%まで可能。農地の買収はできないが、25年間の長期レンタルが可能。
- 漁業部門：外資の参加は最高66%まで可能。漁業区域はチュニジア北部限定。

⁵⁴ PAIE TUNISIE サイト

2) 特別法により規定される部門(鉱産業、エネルギー、商業、金融、保険、個人自由業)⁵⁵

- 卸売、小売、観光部門以外の飲食業などを含む商業部門に関しては、外国企業は「外国企業商業許可証」を商業省から取得しなければならない。
- 銀行などの金融セクターへの投資は財政省による厳格な審査を通らなければならない。
- 保険セクターも財政省による審査が必要となっている。
- 鉱産業および炭化水素部門は特別法により規定されている。
- 国の独占サービスに関する部門(電力供給など)は、公共事業のコンセッション契約という形で参加が可能。
- 個人で行う自由業は、チュニジア人に限られているケースが多い。

② 投資促進環境

1) 一般優遇措置

- 課税対象の所得若しくは利益の 35%を上限に再投資される利益・所得に関わる所得税の免除
- 国内メーカー不在の場合、資本財に対する関税の免除
- 国内メーカー不在の場合、輸入資本財への付加価値税の免税

2) 特別優遇措置:輸出専門の会社

- 事業開始後、10年間は輸出事業利益に関する法人税(通常は25%)の100%免除、11年目以降は無期限に10%に軽減。ただし、2014年1月1日時点で本措置を受けていない新規輸出企業には10%の法人税がかかる。
- 再投資された利益および所得に関わる税の100%免除
- 資本財の輸入関税の100%免除
- 税(droit)、目的税(taxe)を支払えば、生産高の30%(経済活動地区の輸出専門企業は20%)を上限に国内販売が可能。尚、2015年財政法では、工業製品輸出専門企業は2015年のみ50%まで国内販売可能としている。
- 設備財、原料、半製品のVATおよび消費税の100%免税
- 「管理職」として外国人を4人まで雇用可能
- 農業/漁業部門は、生産の少なくとも70%が輸出に向けられる場合、「輸出専門」会社とみなされる。
- 「輸出専門企業」とは、生産の100%を輸出する企業および海外向けのサービス業に営む企業のこと。この中には、輸出専門企業の100%下請け企業や経済活動パーク内で活動する企業、および外国金融機関も含まれる。

3) その他特殊案件に対する優遇措置

地方開発奨励地区(第1・第2・優先グループの3種類に分かれる):

- 再投資された利益・所得に関わる税について100%免除
- 所得税および法人税の減税(最初の5年間または10年間免税、またグループによっては11年後からさらに10年間50%控除されるところもある)
- 投資額の8%、15%、25%(グループによって異なる)に相当する補助金の支給(後述参照)
- 雇用主負担の社会保障費等を従業員の15.5%までを上限に最初の5年間または10年間20%~100%(グループによって異なる)を国が負担

⁵⁵ Mission Economique, Fiche de synthèse, Droit des sociétés et législation des investissements, 15 avril 2009

- 国がインフラへの出費を 25%～85%(グループによって異なる)まで補助

表 11 地方開発奨励地区リスト

| | 県 | 郡 |
|----------------------|-------------|---|
| 地方開発奨励地区 第 1 グループ | Béja | Medjez el Bab |
| | Sfax | Agareb, Djebeniana, El Amra, El Hancha, El Ghraiba, Skhira |
| | Sousse | Sidi El Hani |
| | Zaghouan | Zaghouan, Bir M'cherga |
| 地方開発奨励地区 第 2 グループ | Béja | Béja nord, Béja sud, Testour, Teboursouk, Goubellat, Tibar |
| | Bizerte | Djoumine, Ghezala |
| | Gabès | Mareth |
| | Kairouan | Kairouan nord, Kairouan sud, Hajeb el Ayoun, Echebika, Sbikha, Haffouz, Nasrallah, Bouhajla, Cherarda |
| | Mahdia | Ouled Chamekh, Hébir, Essouassi, Chorbane |
| | Médenine | Médenine nord, Médenine sud, Sidi Makhlouf, Ben Guerdane |
| | Sfax | Bir Ali ben Khélifa, Menzel Chaker |
| | Sidi Bouzid | Sidi Bouzid Ouest, Sidi Bouzid Est, Mezzouna, Regueb, Ouled Haffouz |
| | Siliana | Bou Arada, Gaâfour, El Krib, El Aroussa |
| | Zaghouan | Ez-Zriba, El Fahs, Saouaf |
| 地方開発奨励地区 優先グループ | Béja | Nefza, Amdoun |
| | Bizerte | Sejnane |
| | Gabès | Matmata, Nouvelle Matmata, El Hamma, Menzel el Habib |
| | Gafsa | Gafsa nord, Gafsa sud, Sidi Aich, El Ksar, Oum el Araies, Redeyef, Metlaoui, Mdhila, El Guetar, Belkhir, Sned |
| | Jendouba | Jendouba nord, Jendouba sud, Bou Salem, Tabarka, Ain Aouane |
| | Kairouan | El Alâa, Oueslatia |
| | Kasserine | Kasserine nord, Kasserine sud, Ezzouhour, Hassi el Frid, Sbeitla, Sbiba, Djedeliane, El Ayoun, Thala, Hidra, Foussana, Feriana, Mejel Bel Abbés |
| | Kébili | Kébili sud, Kébili nord, Souk el Ahad, Douz nord, Douz sud, El Faouar |
| | Médenine | Béni Khedèche |
| | Sfax | Kerkennah |
| | Sidi Bouzid | Bir El Hafey, Sidi Ali Ben Aouñ, Menzel Bouzaienne, Jilma, Cebalet Ouled Asker, Meknassy, Souk Jedid |
| | Siliana | Siliana nord, Siliana sud, Bou Rouis, Bargou, Makthar, Er-Rouhia, Kesra |
| | Tataouine | Tataouine nord, Tataouine sud; Bir Lahmar, Smar, Ghomrassen, Dhehiba, Remada |
| | Tozeur | Tozeur, De Degach, De Tameghza, De Nefta et de Hazoua |
| | Zaghouan | Ennadhour |

出所:チュニジア外国投資促進庁、<http://www.investintunisia.com>

製造業部門:

- 地方開発奨励地区第 1 グループ: 32 万 TD を上限に、投資額の 8%を政府が支援
- 地方開発奨励地区第 2 グループ: 60 万 TD を上限に、投資額の 15%を政府が支援
- 地方開発奨励地区優先グループ: 100 万 TD を上限に、投資額の 25%を政府が支援

観光業部門:

- 宿泊施設、温泉、イベント等への投資の 8%を政府が支援

- 鉱山地区から観光地区への転換プロジェクトに対し政府が 25%を支援

農業部門:

- 再投資された利益、所得に関わる税の 100%免税
- 事業開始後 10 年間は所得税・法人税の 100%免除
- 国内メーカー不在の場合、輸入資本財への付加価値税率の免税
- 国が水産・養殖のためのインフラ費用を支援する可能性
- 投資額の 7%から 25%に相当する補助金
- 乾燥地域での農業案件の場合、投資額の 8%の追加補助金
- ビゼルトからタバルカまでの北部海岸の港の水産案件への投資額の 25%に相当する追加補助金

環境保護部門(投資促進法典は環境保護および廃棄プロセス案件のために投資を行う企業への優遇措置):

- 再投資した利益および所得に関わる税の 50%免除
- 利益および所得に関わる法人税率 10%適用
- 投資総額の 20%を支援
- 特定の資本財の VAT 免除

R&D 促進部門:

- サイバーパークおよび発展性を持つ産業の投資プロジェクトに関しては、土地を格安価格で提供、また投資額の 20%を上限に支援を行う。
- バカロレア(大学入学資格)を有し、その後 2 年就学した者を雇用する場合、国は初年度より 2 年間にわたり雇用者の社会保障費を、その後 5 年間は 25%から 85%を負担。
- 通常は 24 時間操業を行わないが、第 2、第 3 シフトの必要となる企業に対し、社会保障負担金の 50%を 5 年間にわたり国が負担。

教育、文化、保健、運輸部門:

- 法人税の対象となる純益の 50%を上限に再投資された利益に対する法人税の減免
- 所得および利益に対する法人税率 10%適用
- 国産同等品のない輸入資本財の VAT 免除

このほか、国の経済に特に重要とみなされる投資については政令により補足的な支援が与えられることもある。

(出所:チュニジア外国投資促進庁、<http://www.investintunisia.com/>)

4) 若者雇用促進制度⁵⁶

若年層の高い失業率を抑えるため、政府は高等教育修了者を対象に近年様々な雇用促進制度を立ち上げている。

- 高等教育修了証書を保有し、職業安定所に登録する若者を雇用した場合、雇用後 1 年間は月 250TD を限度に給料の 50%まで国が支給する。
- また特に雇用口が少ない部門においては、高等教育修了資格を保有する者を管理職に雇用した場合、「国民職業基金 21-21」より給料の 75%が支給される。これは雇用時から 3 年間支給される。
- SIVP 1: 大学卒業生向けの管理職研修制度

⁵⁶ チュニジア外国投資促進庁、Production Factor Costs Tunisia, September 2010

- 大学修了者をインターンとして雇用する場合、研修期間中の社会保障費は国が全額負担し、100～250TD の奨学金が払われる。
- SIVP 2: 高等学校最終年者向けの若者研修制度
- 高等学校最終年者をインターンとして雇用する場合、研修期間中の社会保障費を国が全額負担し、奨学金が支払われる。

5) 外国資本および利益の国外送金

1994 年以降チュニジア・ディナールは通常のビジネス取引で外貨交換性を有するようになり、外国企業の資本、利益の国外送金が完全に自由になった(「チュニジアの貿易」参照)。国外送金の対象は次のとおり:

- 投資家:株式関連の所得。
- 企業:ビジネス関連および生産関係の取引。
- 給与所得者:労働契約完了から 3 カ月後、手取り給与の 50%。
- 外国人労働者:自由に送金できる割合は労働契約書で決められる。

チュニジアは現在投資保護協定を 54 カ国(うち発効済みは 33 カ国)、二重課税防止条約を 54 カ国(発行済みは 51 カ国)と締結している(日本-チュニジア間はいずれも未締結)。

③ 経済活動地区 (フリーゾーン)

チュニジアにはザルジス(Zarzis)およびビゼルタ(Bizerte)の 2 カ所に経済活動地区(Parks of Economic Activities : PEA)がある。PEA での投資は、輸出専門の産業、貿易、サービスを行う国内外の法人に開かれている。それぞれ外国投資企業のための手続き一括窓口が設置されている。

ビゼルタ PEA

- 立地:チュニスの北西 60km(チュニス空港から 50 分の距離、港から 30 分)
- 総面積:81 ヘクタール(ビゼルタ・サイト 30 ヘクタール、メンゼル・ブルギバ・サイト 1 及び 2 51 ヘクタール)
- 事業分野:貿易、コンテナ使用、建設、サービス、船舶の修理・解体
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備
- レンタル価格:
 - ビゼルタ・サイト:年間 3 ユーロ/m²
 - メンゼル・ブルギバ・サイト:年間 2.5 ユーロ/m²
- レンタル期間:最高 30 年
- 開業を含む一切の手続きの窓口はビゼルタ PEA で一本化

当地区には現在約 60 社が進出しており、その 62.7%が工業部門企業である。雇用者数は 4,300 人。2014 年、5 億 1,200 万 TD の投資が行われ、外国直接投資が 95%を占めている。

ザルジス PEA

- 立地:チュニジア南部のザルジス商業港の近郊にあり、ジェルバ国際空港から 45 分の距離
- 総面積:60 ヘクタール(うち 9 ヘクタールは港内に位置)
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備
- その他サービス:銀行、郵便局、顧客サービス、トランジット・サービス、市当局窓口、このほか企業への技術支援、フォローアップ等数々の支援を用意

- レンタル価格:
 - 産業:年間 3 ユーロ/m²
 - 商業・サービス:年間 5 ユーロ/m²
- レンタル期間:12 年から 30 年
- 開業を含む一切の手続きの窓口はザルジス PEA で一本化

④ テクノパーク

現在チュニジアには各産業に特化したテクノパークが以下のとおり 9 つ設置されている。

- エル・ガザラ(El-Ghazala)テクノパーク:情報技術、ICT
- ボルジ・セドリア(Borj Cédria)テクノパーク:再生エネルギー、水、環境、植物バイオテクノロジー
- シディ・タベット(Sidi Thabet) テクノパーク:バイオテクノロジー、健康・薬品産業、
- スーステクノパーク:機械、電子、情報処理、新設企業支援施設
- スファックステクノパーク:情報処理、マルチメディア、研究および人材養成
- モナスティールテクノパーク:繊維・衣料
- ビゼイルトテクノパーク:農業・食品
- ガフサテクノパーク:メカトロニック、精密化学、環境技術
- ガベステクノパーク:エコ産業、再生可能エネルギー、グリーン化学

これらのテクノパークには研究開発、教育、生産を専門とする企業が誘致され、テクノパークの整備、管理、メンテナンスは、チュニジア・アラブ国際銀行(BIAT)、チュニジア銀行会社(STB)、チュニジア銀行(BT)、国立農業銀行(BNA)が出資する民間企業(資本金 100 万 TD)が一括して担当している⁵⁷。

この他にも以下のテクノパークが計画されている。

- メドニン(Médenine)テクノパーク:砂漠の有効利用
- ジェンドゥーバ(Jendouba)テクノパーク

⑤ 工業地帯

上記の経済活動地区(PEA)やテクノパーク以外にも、現在全国各県に合計 122 の工業地帯が設置されており、また、15 の ICT に特化したサイバー・パーク(Cyber parc)も配置されている。このうち地方開発奨励地区に指定された地区に関しては、更に有利な税制優遇措置や支援基金が設けられている(上記参照)。

⑥ 投資促進機関リスト

経済・財務省: Ministère de l'économie et des finances

Place du gouvernement la kasbah

1006- Tunis

Tel: (216) 71 571 888

Fax: (216) 71 572 390 / 71 563 959

e-mail : pcontenu@finances.gov.tn

URL : www.portail.finances.gov.tn

外国投資促進庁: Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur (FIPA) : 外国直接投資誘致のため

⁵⁷ チュニス発 TAP 電 2006 年 11 月 24 日

めの情報発信、助言、支援などの促進活動を行うために 1995 年に計画・国際協力省管轄下に設立。

Rue Salaheddine El Ammami
Centre Urbain Nord 1004 Tunis
Tel : (216) 71 75 25 40
Fax : (216) 71 23 14 00
e-mail : fipa.tunisia@fipa.tn
URL: <http://www.investintunisia.tn>

<FIPA－パリ事務所>

8 rue de la Bienfaisance 75008 Paris
Tel : (33) 1 45 22 68 57
e-mail : fipa.paris@investintunisia-org.fr

<FIPA－ロンドン事務所>

63-66 Hatton Garden London EC1N 8LE
Tel : (44) 207 430 13 15
e-mail : fipa.london@investintunisia.org.uk

<FIPA－日本事務所>

在日チュニジア大使館内
郵便番号 102-0074 千代田区九段南 3-6-6
Tel : 03-3511-6622
Fax : 03-3511-6699
e-mail : fipa_tokyo@tunisia.or.jp
URL : <http://www.tunisia.or.jp>

他、ブリュッセル、ケルン、ミラノ、マドリッドにも海外事務所が設置されている。

産業・技術革新促進庁 (APII)

1972 年の投資促進法により設立。外国投資企業を受け入れる一括窓口。チュニス、スース、スファックスの 3 箇所に事務所を有する。株式会社の設立手続きは、24～72 時間で行われる。オンラインの申請が可能。

Agency for the Promotion of Industry and Innovation
63, rue de Syrie 1002 Tunis-Belvédère
Tel.: (216) 71 792 144
Fax: (216) 71 782 482
e-mail: api@api.com.tn
URL: <http://www.tunisianindustry.nat.tn>

農業投資促進庁: APIA

Agency for Agricultural Investment Promotion
Central Division for Cooperation
62, rue Alain Savary 1003 Tunis-El Kadhra
Tel.: (216) 71 771 300
Fax: (216) 71 796 453

e-mail: Prom.Agri@apia.com.tn

URL: <http://www.apia.com.tn/>

チュニジア観光局: ONTT

Tunisian Tourism National Office

1, avenue Mohamed V 1001 Tunis

Tel.: (216) 71.341.077

Fax: (216) 71 341 145

e-mail: ontt@ontt.tourisme.tn

URL: <http://www.tunisiestourisme.com.tn>

輸出促進センター: CEPEX

Export Promotion Center

Center Urbain Nord,

BP 225 - 1080 Tunis

Tel.: (216) 71 234 200

Fax: (216) 71 237 325

e-mail: info@cepex.nat.tn

URL: <http://www.cepex.nat.tn>

ビゼルタ経済活動地区

Bizerta Economic Activities Park

241-243 avenue Habib Bourguiba 7000 Bizerte

Tel.: (216) 72 417 477

Fax: (216) 72 417 925

e-mail : bizerta.freezone@zfb.com.tn

URL : <http://www.bizertaeconomicparl.com.tn>

ザルジス経済活動地区

Zarzis Economic Activities Park

BP40 Port de Zarzis 4137 Zarzis

Tel.: (216) 75 694 800

Fax: (216) 75 692 630

e-mail : info@investinzarzis.com

URL : <http://www.investinzarzis.com>

(3) 事業所設立形態と必要手続き⁵⁸

チュニジアでは、銀行業、不動産業などライセンスまたは営業許可が必要となる特定の事業分野を除き、制約なく起業することができる。主に3種類の事業形態がある。

⁵⁸ チュニジア外国投資促進庁、Guide-de-l'Investisseur-Étranger-en-Tunisie

①出資形態

公開有限責任会社(SA:Société Anonyme)

合資会社(Société en Commandite par Actions)

②パートナーシップ形態

ゼネラルパートナーシップ(Société en Nom Collectif)

リミテッドパートナーシップ(Société en commande simple)

サイレントパートナーシップ(匿名組合:Société en Participation)

③混成形態(株式会社とパートナーシップの中間に位置する形態)

非公開有限責任会社(Société à Responsabilité Limitée /SARL)

これらの中で最も一般的な事業形態は SA または SARL となっている。

起業には概して以下の手続きが必要となる。

- 活動分野管轄の投資促進機関への計画提出
- 第一審裁判所への定款の提出及び登記
- 税務局への登録
- 税務署への起業申告
- 官報での公表
- 税関コードの取得
- 外国人管理職への労働許可取得
- 外国投資家への滞在許可証の取得

(4) 税制⁵⁹

1980年代後半抜本的な税制改革を行われて以来、税金は基本的に3種類:

①法人税(IS - l'imôt sur les sociétés)

法人税の標準税率は25%。農業部門および手工業などには10%の税率が適用。なお、炭化水素、金融、テレコム部門に関しては税率35%となっている。輸出専門企業は設立から最初の10年間は免税となっていたが、2014年1月1日以降設立の新輸出専門企業に関しては10%の減税率が適用される。

②所得税(IRPP - l'impôt sur le revenu des personnes physiques)

所得税は、チュニジア在住者、年間183日以上チュニジアに滞在する外国人がチュニジアで受け取る収入および外国で税金が徴収されない収入が対象となる。なお、チュニジアでの滞在日数が182日以下でもチュニジアで行った活動に対する収入を受け取る場合は、税徴収の対象となる(この場合、累進課税ではなく定率20%適用)。

税率は以下のとおり。

| 年間収入 | 1,501 | 5,001 | 10,001 | 20,001 | 50,001~ | |
|------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|
| (TD) | ~1,500 | ~5,000 | ~10,000 | ~20,000 | ~50,000 | |
| 税率 | 0% | 15% | 20% | 25% | 30% | 35% |

⁵⁹ Mission Economique, Fiche de synthèse, La fiscalité en Tunisie, 15 avril 2009
チュニジア外国投資促進庁、Guide-de-l'Investisseur-Étranger-en-Tunisie

③付加価値税 (la taxe sur la valeur ajoutée: TVA (VAT))

付加価値税率は、以下の 4 種類。

18% 標準税率

12% 国産同等品のない資本財

6% 社会、医療、教育関連製品、食品、地方特産品

25% 非納税者 (non assujettis)⁶⁰による輸入品や購入品や 2003 年 3 月の政令が規定する一般消費材

贅沢品への VAT (29%) は 2007 年 1 月に廃止され、代わりに消費税が充てられた。消費税は、煙草、アルコール飲料、コーヒー、自動車、ガソリン等限定品に適用される。

(5) 従業員雇用 (労働法制度) と人件費

チュニジアの労働市場は 1966 年の労働法により規定されており、チュニジア人労働者と外国人労働者に対し同じ労働条件 (特に給与、労災、差別) を保証している。チュニジアの労働法は国際的な基準を満たしており、国際協定にも適応している。

①雇用体系

無期雇用契約 (CDI: Contrat à Durée Indéterminée) : 試用期間は義務ではないが、被雇用者のカテゴリにより 6 か月、9 か月、1 年と定められている (更新は 1 回のみ可能)。

有期雇用契約 (CDD: Contrat à Durée Déterminée) : 最長 4 年まで (更新を含む) の雇用契約。この期間を過ぎるものは、試用期間を設けることなく無期雇用契約となる。

一次雇用契約 (Contrat de Travail Temporaire) : 雇用仲介を通じた雇用契約。この種の契約では雇用主になることなく合法的に労働者を雇うことができる。

パートタイム契約 (CTP : Contrat à Temps Partiel) : CDI または CDD 契約は、企業の通常労働時間の 70% を超えない労働に対し、パートタイム契約を結ぶことができる。

②報酬

法定最低賃金:

週労働時間 48 時間 時給 1.538TD (0.70 ユーロ) 月給 319.904TD (145.94 ユーロ)

週労働時間 40 時間 時給 1.584TD (0.72 ユーロ) 月給 274.559TD (125.26 ユーロ)

(出所: チュニジア外国投資促進庁) (1 ユーロ=2.1945TD)

雇用側の社会保障費等負担率: 16.97~20.57%

従業員の社会保障費等負担率: 9.18%

この社会保障費等負担に関して、政府は各種の免除および軽減制度を設けている。

- 輸出専門企業は、負担率を 16.5% に軽減。
- 地方開発奨励地区の観光産業に進出している企業は、設立から最初の 5 年間免除。工業、手工業

⁶⁰ 非納税者は、主に、国、自治体、および年商 10 万 TD 未満の小売商を指す。

および一部のサービス業に関しては、最初の 5 年間地区に応じて 20～100%の軽減および免除。

- 高校卒業後 2 年間の高等教育を受けたチュニジア人を雇用している企業については、5 年間免除。新たに部署を増やした企業および高校卒業後 4 年間の高等教育を受けたチュニジア人を雇用している企業は、5 年間 50%軽減することになっている。

賞与： 一般的な支給率は基本給の 1 カ月相当

③労働条件

労働時間・超過勤務：週 5 日制で、季節によって労働時間が異なる。

| | 行政機関・地方自治体・公共機関 | 民間 |
|---------|--|------------------------|
| 冬期間 | 月～木：8 時 30 分～12 時 30 分、13 時 30 分～17 時 30 分 金：8 時～13 時、14 時 30 分～17 時 30 分 | 月～金：8 時～12 時、14 時～18 時 |
| 夏期間・断食期 | 7h30/8h30 から 13h30/14h30 の間で様々 | 月・金：7h から 13h |

週の労働時間を超えた労働時間には、以下が加算される。

- 週労働 48 時間の場合：75%
- 週労働 48 時間以下の場合：48 時間まで 25%、それ以上は 50%
- パートタイムの場合：50%

(6) インフラ設備状況

①陸路⁶¹

全国 20,000km に渡る道路網があり、そのうち高速道路はビゼルトーチュニスーサケニスファックス間を繋ぐ 290km、およびチュニスより東へ延びるウエッド・ザルガまでを繋ぐ高速道路 67km が開通している。現在、スファックスーガベスーメドニン（ガベスーメドニンは日本の有償資金協力により実施）が建設中とである。

②空路⁶²

全国 9 つの国際空港があり、チュニス、モナスティール、ジェルバ、タバルカ、トザール、ガベス、ジェルバ、スファックス、ガフサに設置されている。チュニスのチュニス・カルタゴ空港が国内最大の空港となっており、2014 年には 535 万 8,000 人が当港を利用した。尚、2009 年 11 月に開港されたエンフィーダ (Enfidha Zine el Abidine Ben Ali) 空港の年間旅客処理可能数は 700 万人。チュニスより 100 キロ離れ、主要な観光地であるハマメット湾に近いエンフィーダ市に設置され、トルコの TAV 社により建設・運営されている（40 年間のコンセッション契約をチュニジア政府と締結）。現在 138 社の外国航空会社がチュニジアまで就航しており、欧州には週 1,200 便が飛んでいる。

③航路⁶³

現在 7 つの商業港（ビゼルト、ラデス、ラ・グレット、スース、スファックス、ガベス、サルジス）と 1 つの原油専用

⁶¹ チュニジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

⁶² DIRECTO INFO 2014 年 9 月 5 日付記事

⁶³ チュニジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

港(スクヒラ)がある。この他、エンフィーダで商業港の建設が進んでいる。エンフィーダ市には、上述の新国際空港および新港建設に合わせて、輸出企業専門の工業地帯やロジスティックゾーンを建設する計画がある。

④鉄道⁶⁴

全国 2,167 キロの線路が敷設されており、国営鉄道会社 SNCFT により運営・管理されている。年間 1,200 万トンのリン酸鉱物、建設財、穀物などが運送されている。

⑤電力(再生可能エネルギーを含む)・水⁶⁵

チュニジア電力・ガス公社(STEG)が電力・ガス(GPL)の生産とともに電力・天然ガスの輸送を行っている。現在の電化率は地方で 98.9%、全体では 99.5%。2013 年の一次エネルギー供給量は 1041 万 Toe で、エネルギー自給率は 70%。国内電気消費量は 15.62TWh、一人当たりの消費量は 1.43MWh であった。

水資源開発公社(SONEDE)により飲料水が供給されている。都市部の普及率は 100%、農村部では 90%に上る(2012 年数値)。

(7) 世界銀行の Doing Business ランキング等

欧州と地理的に近く、2010 年までは政治的・経済的にも安定し、多くの投資誘致策を備えたチュニジアへの外国直接投資(FDI)は急増してきた。1997-2001 年の FDI 受入額は年平均 7 億 TD であったが、2007-2009 年では 26 億 TD (約 14 億ユーロ)に増加、チュニジア経済牽引役となっていた⁶⁶。2011 年には革命の影響により 16 億 TD にまで落ち込んだが、2012 年には 26 億 TD にまで回復、2014 年は 18 億 TD となっている。FDI はチュニジアにおける全民間投資の 20%を占め(2014 年時点)、チュニジアの経済発展に欠かせない要素となっており、政府は規制緩和、税制優遇、行政手続きの簡素化など様々な外国投資誘致政策を打ち出してきた。世界銀行の「Doing Business 2016」報告書によると、「ビジネスのやり易さ」ランキングでチュニジアは世界 189 カ国中 74 位と、北アフリカ地域では 1 位(モロッコ 75 位、エジプト 131 位、アルジェリア 163 位)、アフリカ大陸ではモーリシャス、ルワンダ、南アフリカ共和国に続いて 4 位、アラブ諸国ではアラブ首長国連邦、バーレーン、カタール、オマーンに次ぐ 5 位となっている。FDI の受入れでは、特に製造業(特に自動車部品および衣料・皮製品部門)、エネルギー、ICT(特にコールセンター)、金融、不動産・観光セクターへの投資が目立ち、FDI 全体の 68%は EU 諸国によるもので、30 万人の雇用創出に寄与している(2014 年)⁶⁷。

(8) 投資の際の注意事項⁶⁸

94 年の投資法により投資の自由を基本とする制度が導入されたが、依然、外国企業の投資には以下のような注意点が指摘されている。

- 輸出専業の企業を除き、指定されたセクター⁶⁹における外国企業の出資率が 50%を超える場合「投資高等委員会」(Commission supérieure de l'investissement)による事前承認が必要となる。

⁶⁴ チュニジア高速道路ホームページ (<http://www.tunisieautoroutes.tn>)

⁶⁵ IEA ホームページ (<https://www.iea.org>)、STEG ホームページ (<http://www.steg.com.tn>)、WTO

⁶⁶ チュニジア開発・国際協力省ホームページ (www.mdc.gov.tn)

⁶⁷ モロッコ外国投資促進庁(FIPA)ホームページ (www.investintunisia.tn)、Le Temps 2015 年 6 月 16 日付記事

⁶⁸ フランス企業振興会(UBIFRANCE)の資料(S'implanter en Tunisie および L'essentiel d'un marché Tunisie)、EIU 報告書、チュニジア農業投資促進庁ホームページ (www.tunisie.com/APIA)、Mission Economique による Fiche de synthèse などに基づく情報

⁶⁹ 運輸交通、コミュニケーション、観光(旅行代理店)、教育・職業訓練、文化的活動(美術館・図書館設立、音楽、ダンス、映画、写真など)、公共事業、不動産業、幼児教育、その他のサービス業

- 外国投資家は、農業用土地を購入することは出来ない。農地の長期レンタルという形で投資が可能である。
- 不動産の取得にはチュニジア中央銀行による承認が必要であり、認可申請が常に許可されるわけではない。また、不動産購入、賃貸契約、持ち主移転に関しては県知事による承認も必要となっている。ただし、2005 年以降、産業地区および観光地区における「経済プロジェクト」についてはこの限りではない（2005 年 5 月 11 日法第 2005-40 号）。また不動産価格は比較的高く、近年上昇し続けている。
- 流通(大型・小型)、レンタル業、観光客向け以外のレストラン営業などの国内向け小売業、サービス部門への外国投資企業の進出は制限されている。通常、チュニジア企業をパートナーとするよう求められる。
- 弁護士、公認会計士、建築士等の自由業もチュニジア人に制限される。
- 工業輸入品に関する通関手続きは煩雑で時間がかかる。これは、輸出専門企業や経済活動パークに進出している企業に関してはあてはまらない。
- イスラエルからの輸入は禁止されている。
- 自動車、医薬品、農産品、食料品の輸入にはそれぞれ特別な規制制度が存在する。
- 外国人労働者の雇用には職業訓練・雇用省から発行される労働契約ビザおよび滞在許可証が必要であるが、ビザの有効期限は1年と限られており、更新も1回までとなっている。またビザ発行は、国内の労働市場で適切な労働者が見つからなかった場合にのみ認可される。一方、輸出専門企業の場合については、4 人まで幹部レベルの外国人を雇用することができる。これらの外国人雇用については労働契約ビザの取得は不要である。また外国人就労者は全員滞在許可証を取得しなければならない。同滞在許可証の有効期限は1年で、労働契約ビザの更新と同時に更新可能。

6. チュニジア-EU 関係

(1) 貿易

チュニジアは他国に先駆けて 1995 年に EU との連合協定 (Association Agreement) を締結した。1976 年に結ばれていた協定をベースに、相互の関税の段階的撤廃を主な目的としたもので、第 1 段階としては、3 種類の工業製品リスト(原料およびチュニジアで生産していない資本財、半製品およびチュニジアで製造していない製品、チュニジアで製造されかつ十分な競争力のある製品)について 1996 年からの 12 年間で段階的に関税が撤廃され、次いで、第 4 リストに分類された工業製品が 2000 年 1 月から 8 年間かけて段階的に撤廃された。第 4 リストには化粧品、界面活性剤、ハードウェア、医療品小型電気製品など、チュニジアの競争力が不十分な製品も含まれる。2008 年 1 月 1 日以降工業製品分野におけるチュニジア・EU 間の関税は完全撤廃されている。

EU との農水産品貿易に関する合意は、2001 年 1 月 1 日に発効している。これにより、チュニジアから EU に輸入されるオリーブ油の年間非課税限度が 4 万 6,000 トンから 5 万トンに引き上げられ(2005 年までに更に段階的に 5 万 6,700 トンまで引き上げ)、またトマト、じゃがいも、イチジク、だちょう肉について年間非課税限度が設定された。これの見返りにチュニジア側は EU からの小麦と植物油に関する輸入税を 5 年間で段階的に撤廃することに合意した。2015 年 9 月、欧州委員会はチュニジアからのオリーブ油の年間非課税限度を一時的に 2017 年まで 3 万 5,000 トン増量する提案を採択したと発表。今後欧州議会にて議論される予定である。また 10 月に開始された自由貿易進展・完全化協定(ALECA)でも新たな相互的農水産物自由化交渉が

行われる予定である⁷⁰。

2010年5月に開かれたEUとの第8回連合委員会会議(Comité d'Association)では、「アドバンスト・ステータス」合意に向けた具体的な議論が行なわれた。「アドバンスト・ステータス」は、政治面での対話の制度化、経済・文化・社会分野におけるより一層の協力体制構築を目的としたもので、本来であればEU加盟候補国にしか認められていない協力プログラムや援助機関への参加を認められる。2012年11月、第9回連合委員会会議にてチュニジアに対するアドバンスト・ステータスが承認、政治協力、経済統合、ガバナンス、民間パートナーシップを主要軸とする新たなアクションプラン(2013～2017年)が合意された。なお、モロッコは2008年に同資格を既に取得済み。地中海沿岸地域ではヨルダンが、2010年10月に同資格を与えられている。

2015年10月13日、これまでの工業製品分野のみの関税撤廃に関する連合協定をサービス部門、投資保護、農水産品分野などに拡大し、チュニジア経済の欧州市場への統合を目指す自由貿易進展・完全化協定(ALECA)の交渉が開始された⁷¹。

チュニジアは現在、国際航空ネットワークの拡充を目指し欧州共通航空空域合意協定の締結に向けて交渉を進めている。2013年12月に行われた第2回ラウンドテーブルでは、チュニジアの民間航空部門における競争力の向上と再編成、立法の枠組みと基本的なインフラ整備などについて議論され、欧州による支援に関する覚書が締結された。⁷²

(2) 経済協力

EUは連合協定が締結された1995年より地中海諸国支援事業(MEDAプログラム)を実施。2006年までにMEDAプログラム1&2によってチュニジアに対して10億ユーロ以上の援助プロジェクトを実施している。そのうちの55%は世銀と共同で行なった構造調整支援、33%は技術協力プロジェクト、残りの12%は欧州投資銀行(EIB)による融資プロジェクトに使われた。

2007年より、欧州近隣パートナーシップ(L'instrument Européen de Voisinage et de Partenariat - IEVP)がMEDAプログラムを引き継ぎ、2007-2013年までの7年間で119億ユーロの支援を提案。このプログラムはチュニジア政府が開発計画目標に沿って実施するプロジェクトを補完的に資金提供するもので、主に経済改革、民間セクター奨励事業、経済環境整備、社会開発などの分野を中心に援助が行なわれる。2014年-2015年には2億200万ユーロから2億4,600万までの支援が行われるとしている。

またEUは、チュニジアの革命後の復興支援として、2011-2013年の協力プログラム(PIN)に2億4000万ユーロの追加支援を実施。2011年、2012年のアクションプログラム予算の強化も行っている⁷³。さらに、2013年12月には、経済再建支援プログラム(PARIII)強化を目的とした6,500万ユーロの追加支援(翌年には4,500万ユーロがさらに追加。合計1億1,000万ユーロ)、自治体の能力向上を目的とした3,000万ユーロの追加支援への合意がチュニジア政府とEUとの間で調印されている⁷⁴。

IMFは2013年7月、2013-2015年のチュニジア経済改革プログラム支援を目的に17.4億ドルに上る24カ月スタンバイ合意を承認した⁷⁵。2014年、EUは年間活動プログラムとして1億6,900万ユーロの予算を承認し、チュニジアへの支援を強化している。経済回復(1億ユーロ)、地域開発(2,800

⁷⁰ Webmanagercenter、2015年9月18日、11月12日付記事

⁷¹ Le Figaro、2015年10月13日

⁷² Air Journal 2014年1月5日

⁷³ 在チュニジア欧州連合代表部サイト (<http://eeas.europa.eu/delegations/tunisia>)

⁷⁴ Investir en Tunisie、2013年12月21日付記事

⁷⁵ IMF 2013年7月7日付プレスリリース

万ユーロ)、司法改革(1,500万ユーロ)、視聴覚メディア分野の強化(1,000万ユーロ)など7つのプログラムが実施される⁷⁶。

7. チュニジア-日本関係

(1) 貿易

2014年の日本との貿易は、対日輸出157.7億円(前年比23.3%増)、対日輸入98.1億円(前年比13.9%増)である。日本からの主な輸入品は、自動車(バス・トラック)、鉄鋼製品、電気機器などであり、日本向け主な輸出品は魚介類(クロマグロ)、電気機器、衣類である。

(2) 直接投資

邦人企業は、三菱商事、伊藤忠、豊田通商、住友電装、矢崎総業、YKK、JTなどが挙げられる。

最近の直接投資の例としては、2008年に住友電装がジェンドゥーバ県の工業地帯に、2009年には矢崎総業がガフサ県にある工業地帯に工場を設置している。住友電装は2011年、当工場の拡張工事及び新工場の開設を計画しており、2012年3月までに4,100万TDの投資を行ったと見積もられている⁷⁷。矢崎総業は2000年からビゼルタ・フリーゾーンに進出していたが、2009年にはガフサ工場を開設、2,500万ユーロの投資を発表して以来2011年までに5つの生産拠点を設立。2011年12月に度重なるストライキを理由に工場のひとつを閉鎖しているが、チュニジアに対する投資戦略は変わらないとして、2014年12月にも、新たな工場をブシュカラに建設すると発表した⁷⁸。なお、住友電装は、2009年カルタゴ投資フォーラム⁷⁹において、チュニジア政府から「The Welcoming Award(ようこそ賞)」を与えられている。

2014年10月1日時点での在チュニジア邦人数は166名、法人企業数は12社⁸⁰。

(3) 政府開発援助(ODA)⁸¹

日本は円借款および技術協力を中心として、産業のレベルアップ支援、水資源開発・管理への支援、環境への取り組みに対する支援の3分野を中心に援助を行っている。

日本からは2013年累計で2,560億2,800万円の円借款、53億700万円の無償資金協力(以上、交換公文ベース)、247億7,300万円の技術協力(JICA経費ベース)が行われている。

円借款については水資源、運輸、情報通信などの分野を中心に行われており、近年の案件は以下のとおり。

- 2014年度: 「ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画」(380億7,500万円)
「メジェルダ川洪水対策計画」(103億9,800万円)
- 2013年度: 「地方都市水環境改善計画」(108億7,100万円)
- 2011年度: 「ガベス-メドニン間マグレブ横断道路整備計画」(150億8,400万円)
「地方都市給水網整備計画」(60億9,400万円)

⁷⁶ 在チュニジア欧州連合代表部 Anuel Report 2014

⁷⁷ Tunisia IT 2011年1月13日付記事、African Manager 2012年3月28日付記事、

⁷⁸ Business News.com 2009年11月30日付記事、Challenges 2011年12月21日付記事、Investir En Tunisie 2012年1月20日付記事、Espace Manager 2014年12月11日付記事

⁷⁹ チュニジア投資促進庁が毎年開催するチュニジアへの外国投資誘致のためのフォーラム

⁸⁰ 外務省海外在留邦人数調査統計平成27年要約版

⁸¹ 政府開発援助ホームページ(www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/)、JICAホームページ(www.jica.go.jp)など

- 2009年度： 「首都圏通勤線電化計画(II)」(45億9,600万円)
2007年度： 「チュニス大都市圏洪水制御計画」(68億800万円)
「総合植林計画(II)」(31億2,800万円)

(4) 最近の外交動向

2013年6月、マルズキ大統領及びジャランディ外相(当時)が第5回アフリカ開発会議(TICAD V)のために来日。安倍総理、各界要人との会談を行ったほか、筑波大学にて講演を行った。

2013年8月、逢沢一郎衆議院議員(日・アフリカ連合友好議員連盟会長)と牧島かれん衆議院議員がチュニジアを訪問、マルズキ大統領及びジャランディ外相(当時)を表敬した。また、円借款案件(ラデス火力発電所など)の視察を行った。

2013年9月にはガムラ観光相(当時)がJATA旅博、10月にはサルマン設備・環境相が水銀に関する水俣条約外交会議のために来日した。

2013年12月、サイーディ首相付経済担当相が第3回日本・アラブ経済フォーラム出席のため来日、茂木経産相と会談し日本企業が関連する資源・インフラ案件の推進や貿易・投資促進などについて意見交換を行った。

2014年3月、岸信夫外務副大臣はチュニジアを訪問し、マルズキ大統領(当時)始め要人との会談を行った。1月末の新憲法制定と民主化プロセス成功への祝意を伝えるとともに、2013年6月に大統領より安倍総理に要請のあった円借款に対する決定を伝えた。

2014年9月、ブシャマウイ UTICA(経団連)会長が「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo 2014)」に参加するため来日した。

2014年10月の制憲議会選挙の日本監視団として、中根一幸外務大臣政務官がチュニジアを訪問、投票当日3カ所の投票会場にて選挙監視活動を行った。また、グイア外務担当国務長官と会談を行い日・チュニジア二国間関係につき協議した。

2014年10月には、ジュラーシ高等教育・科学技術・情報通信技術相がSTSフォーラムに参加するため来日。同相は翌11月にも愛知県で開催された「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」にも参加している。

2015年3月、デルイッシュ環境・持続可能な開発担当相が仙台で開催された第3回国連防災世界会議に出席。

8. 外国直接投資プロジェクトリスト⁸²

2015年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | セクター | 新規雇用口 | 投資額(100万ユーロ) |
|-----------|------|---------------------------|-------------|-------|--------------|
| Marquardt | ドイツ | El-Agba の産業ゾーンに新たな生産拠点を開設 | 自動車、自動車部品産業 | | 12 |
| KIABI | フランス | フランチャイズ展開 | 繊維、衣料、贅沢品 | | |

2014年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | セクター | 新規雇用口 | 投資額(100万ユーロ) |
|--------------------------|----------|---|-----------------|-------|--------------|
| Volkswagen | ドイツ | 国内ディストリビューターである Ennaki Automobiles を通じ、Gabès に支店を設置 | 自動車、自動車部品産業 | | |
| Catecar | スイス | 空気圧縮自動車の生産拠点を設置 | 自動車、自動車部品産業 | 200 | |
| MAZARINE Energy | オランダ | Zaafrane 開発利権を獲得。石油・ガスの開發生産 | エネルギー | | 35 |
| Johnny Rockets | アメリカ | フランチャイズ展開を開始。 | 観光、外食 | | |
| Qatari Diar | カタール | Tozeur 地方に5つ星ホテルを開設 | 観光、外食 | | 70 |
| Qatar National Bank | カタール | Tunisian Qatari Bank に増資 | 銀行、保険、その他金融サービス | | 45 |
| Société Générale | フランス | Union internationale de banques に増資 | 銀行、保険、その他金融サービス | | 35 |
| Islamic Development Bank | サウジアラビア | Banque Zitouna に出資 | 銀行、保険、その他金融サービス | | 16 |
| Abraaj | アラブ首長国連邦 | Polyclinique Taoufik に資本参加 | その他のサービス (健康) | | 22 |
| Actis | イギリス | Université Centrale グループに投資 | その他のサービス (教育) | | 18.5 |
| Castiglione | イタリア | Bierze の農産物テクノポールに生産拠点を設置 | 農業、食品 | | 14.5 |
| Petrofac | イギリス | 農業開発団体と連携し、Kerkennah のおける最初の精油工場を建設 | 農業、食品 | | 0.11 |
| Eric Kayser | フランス | La Mrsa に新店舗 (パン屋) をオープン | 農業、食品 | | |

⁸² 出所：ANIMA Investment Network (<http://www.animaweb.org>)、Investir en Tunisie (<http://www.investir-en-tunisie.net>)

2013年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | セクター | 新規雇用口 | 投資額(100万ユーロ) |
|---|--------|---|-----------------|-------|--------------|
| Banque Marocaine du Commerce Extérieur | モロッコ | チュニジア中小企業支援を目的とした2つ目の支店を開設 | 銀行、保険、その他金融サービス | | |
| BERD (European Bank for Reconstruction and Development) | | 欧州外最初の支店を開設 | 銀行、保険、その他金融サービス | | |
| Lafico | リビア | チュニスに5つ星ホテルを建設 | 観光、外食 | | 70 |
| Marriott International | アメリカ | スース県に5つ星ホテルを開設 | 観光、外食 | | 70 |
| Macdonald | アメリカ | フランチャイズ展開 | 観光、外食 | | |
| Pizza Hut | アメリカ | フランチャイズ展開 | 観光、外食 | | |
| Quick | フランス | フランチャイズ展開 | 観光、外食 | | |
| Circle Oil | アイルランド | チュニジア企業 Exxoil より持ち株買収。少数株主から Grombalia 利権全株式取得 | エネルギー | | |
| British Gas | イギリス | 天然ガス探査開発 | エネルギー | | 48 |
| Grant Thornton | イギリス | 新事務所の開設とローカルチームの強化 | エンジニアリング、企業サービス | | |
| Orbit International | イギリス | ベジャ市に新工場を開設 | 繊維、衣料、贅沢品 | 2000 | 2.6 |
| BUT | フランス | フランチャイズ展開 | 電子機器、電化製品 | | |
| DARTY | フランス | フランチャイズ展開 | 電子機器、電化製品 | | |
| Zodiac Aerospace | フランス | 4つ目の工場となる製造拠点を設置 | 航空、航海、列車機器 | 500 | 11 |
| BIC | フランス | 筆記具製造の新工場を開設 | | 600 | 12 |
| Qualipac | フランス | コスメティック用プラスチック包装製造工場を開設 | 化学、プラスチック、肥料 | 400 | 5 |

2012年

| 企業名 | 投資国 | プロジェクト内容 | セクター | 新規雇用口 | 投資額 (100万ユーロ) |
|---|--------|--|---------------------|-------|------------------|
| Qatar Telecom | カタール | チュニジア政府保有の Tunisiana 社株 15%を買収。 | テレコム・オペレーター、インターネット | | 295 |
| BFCM (Banque Fédérative du Crédit Mutuel) | フランス | チュニジア銀行株 13%を買収。 | 銀行、保険、その他金融サービス | | 100 |
| Shell | オランダ | チュニジア国内に 4 つの油田のボーリング作業を行う。 | エネルギー | | 108 |
| ENI | イタリア | 油田開発、生産拠点環境開発。 | エネルギー | 160 | 432 |
| Alstom | フランス | 太陽、風力発電所の設置。 | エネルギー | | |
| Nur Energie | イギリス | 英仏チュニジア合弁企業 TuNur による太陽光発電所建設。 | エネルギー | 20000 | 1000 |
| P&F | スイス | スポーツと商業施設を備えたコンプレックスを建設。 | 観光、外食 | 6000 | 160 |
| Troïka Global Invest | フランス | 建築、農業、エネルギーなど幅広い分野を扱う投資企業による複数の投資プロジェクト。 | | 10000 | 3.7 |
| Blum | オーストリア | 家具用金具のショールームをチュニスに設置。 | ガラス、セメント、鉱物、木材、製紙 | | |
| Sage | | 製品販売企業への教育・研修に投資を行う。 | データプロセス、ソフトウェア | | 2 |
| Macopharma | フランス | 輸血バッグ製造拠点を開設。 | 医薬品 | 450 | |
| Bird & Bird | | 弁護士事務所を開設。 | エンジニアリング、企業サービス | | |

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150170>

チュニジアの経済・貿易・投資（2016年3月）

作成者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
TEL：03-3582-5180（海外調査部中東アフリカ課）
<https://www.jetro.go.jp>

禁無断転載